11. Case Report 誌編集委員会

委員長 碓 氷 章 彦

1. Surgical Case Reports について

Surgical Case Reports は, 2015年1月17日に創刊し, 4年経過した.

2018年1月17日より APC 課金制度については、会員に230 ユーロ(約30,000円)としたが、投稿数は411編であった。投稿開始から年間400編を超える投稿数となっており非常に順調に進んでいる。

非会員の APC は、1,250 ユーロとなっており、海外からの投稿が大幅に減少している。採用率は、全体では 45%(国内 48%海外 17.64%)となっている。若手の登竜門的な役割としてのジャーナルとなっているので、まずはしっかりと国内からの投稿で基盤を固めて今後、海外からの投稿に対して働きかけをするかどうか見極めたい。

2. 2018 年優秀論文賞 (Best Surgical Case Reports Award) について

創刊当初の2015年から2017年末までの出版された論文350編をCitation数(1回~6回まで)もしくは、Download数(600回以上)を条件とし、この2点から選定したところ対象論文は、123編となった。領域ごとに委員の先生に評価頂いた結果を編集委員会で審議し、理事会の承認を得て、各分野から1名ずつ計11名の授賞者となった。

授賞者

心臓・血管

增田 信也 (東北大学大学院医学系研究科外科病態学講座心臓血管外科学分野)

Surgical removal of calcified amorphous tumor localized to mitral valve leaflet without mitral annular calcification (2015) 1:39

上部消化管

古閑 悠輝 (熊本大学医学部附属病院消化器外科)

Multiple skeletal muscle metastases from poorly differentiated gastric adenocarcinoma (2015) 1: 105 下部消化管

内原 智幸 (熊本大学大学院消化器外科学)

Small bowel perforation due to indistinguishable metastasis of angiosarcoma: case report and brief literature review (2016) 2:42

阿部 篤 (九州大学大学院医学研究院臨床・腫瘍外科学)

IgG4-related sclerosing mesenteritis causing bowel obstruction: a case report (2016) 2: 120 肝臓

川端 誠一 (熊本大学医学部附属病院小児外科・移植外科)

Liver transplantation for a patient with Turner syndrome presenting severe portal hypertension: a case report and literature review (2016) 2:68

胆・膵

緒方 健一(済生会熊本病院外科)

Pyoderma gangrenosum in an abdominal surgical site: a case report (2015) 1: 122

富田 晃一 (東京医科大学八王子医療センター消化器外科・移植外科)

Long-term survival of a recurrent gallbladder carcinoma patient with lymph node and peritoneal metastases after multidisciplinary treatments: a case report (2016) 2:12

呼吸器

新谷 康(大阪大学大学院医学系研究科外科学講座呼吸器外科学)

Pleuropneumonectomy for a large thymoma using median sternotomy followed by posterolateral thoracotomy (2015) 1:75

乳腺

安立 弥生(名古屋大学医学部附属病院乳腺内分泌外科)

Postoperative elevation of CA15-3 due to pernicious anemia in a patient without evidence of breast cancer recurrence (2015) 1:126

小児

新開 統子 (筑波大学医学医療系小児外科)

A case of unusual histology of infantile lipoblastoma confirmed by PLAG1 rearrangement (2015) 1: 42

救急

大関 舞子 (大阪医科大学附属病院一般・消化器外科)

Torsion of an accessory spleen: a rare case preoperatively diagnosed and cured by single-port surgery (2015) 1:100

3. Best Reviewer Award 選定について

2018年1月から12月までの間の査読数を選定基準とし、審議した結果査読数が多い上位3名にBest Reviewer Award を授与することとした.

授賞者

奥村 浩(鹿児島大学医学部第一外科)

松本 勲(金沢大学附属病院心肺・総合外科)

北村 律(北里大学病院心臓血管外科)

4. 査読者登録の確認について

査読者は1,468 名登録しており、その査読者全員に登録してあるメールアドレスおよび専門分野の確認 とともに今後査読者として登録を希望しない場合は、その旨申し出ていただくよう事務局から一斉メール を配信した.

その結果を纏めてから、各分野の編集委員に追加および削除する査読者を記載頂く予定となっている.

5. 同名雑誌の件

エストニアの Science Repository から同名雑誌「Surgical Case Reports」が出版された。同名雑誌なので、本会の「Surgical Case Reports」とは、異なる雑誌である旨を会員に対してホームページでアナウンスした。混乱を招くことにもなるので、Science Repository への抗議文を送付したが、反応はなかった。

6. 出版契約について

当初の契約から5年経過したこともあり、契約更新の時期にもなるので、出版社と今後の契約について

協議していく予定である.

ジャーナルタイトル: Surgical Case Reports

出版形式:オンラインジャーナル、オープンアクセス出版

出版頻度:年1巻(採用順にオンライン出版) 掲載内容:Case Report, Letter to the Editor

出版開始: 2015年1月17日

出版費用: Article Publishing Charge (APC)

本学会会員は

掲載料 230 ユーロ (日本円約 30,000 円)

非会員は 1,250 ユーロ

(2018年1月17日より実施)

電子投稿査読システム Editorial Manager(http://www.surgicalcasereports.springeropen.com/) より投稿 投稿に関する詳細については、Surgical Case Reports(http://www.surgicalcasereports.springeropen.com/submission-guidelines/)の投稿規定を参照

Surgical Case Reports

論文投稿·審查状況報告

2019年1月7日更新

1. 論文種類別 投稿数(投稿日による集計)

Article Type	2014 Total	2015 Total	2016 To Total	2017 Total	2018 YTD
Case Report	118	479	400	421	410
Letter to the Editor	0	3	0	0	1
Editorial	2	0	0	0	0
Total	132	504	413	421	411

2018年月別投稿数

Article Type	Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec
Case Report	28	43	39	28	41	32	22	34	23	32	39	49
Letter to the Editor	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
Editorial	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
Total	28	43	39	28	41	32	22	34	23	36	39	50

国別 投稿数(投稿日による集計)

Country	2014	2015	2016	2017	2018
JAPAN	66	264	358	376	355
UNITED STATES	6	22	4	5	9
AUSTRALIA	4	9	2	2	7
CHINA	5	7	2	4	5
SAUDI ARABIA	0	5	0	3	3
INDIA	19	76	16	4	2
LEBANON	1	2	1	0	2
MOROCCO	1	2	2	3	2
NEPAL	0	0	0	1	2
SLOVENIA	0	0	0	1	2
SYRIAN ARAB REPUBLIC	0	0	3	2	2
TUNISIA	1	1	1	3	2
UNITED KINGDOM	1	9	5	0	2
CAMEROON	2	0	1	2	1
CANADA	0	6	0	0	1
COLOMBIA	0	1	0	0	1
CZECH REPUBLIC	0	0	0	0	1
GERMANY	0	2	2	1	1
GREECE	1	3	0	0	1

GRENADA	0	0	0	0	1
IRAN, ISLAMIC REPUBLIC OF	1	4	1	1	1
KOREA, REPUBLIC OF	0	0	1	2	1
PAKISTAN	0	2	0	0	1
PORTUGAL	2	0	0	1	1
SUDAN	0	0	0	1	1
TURKEY	8	22	2	2	2
UGANDA	0	0	0	٥	1
UKRAINE	0	0	0	1	1

^{*2018} 年の投稿数でソート

2. 論文種類別 判定結果と採択率(最終判定日による集計)

Reject 数のカッコ内の数値は Immediate Reject 数 探択率のカッコ内の数値は審査に回った論文の採択率

Year	Article Type	Case Report	Letter to the Editor	Editorial	Total
	Accept	114	1	0	115
2015	Reject	349(237)	2(1)	0	351
	Accept Rate	24.60%(50.4%)	33.30%	NA	24.70%
	Accept	156	0	0	156
2016	Reject	243(147)	0	0	243
	Accept Rate	39.10%(61.9%)	NA.	NA	39.10%
	Accept	128	0	0	128
2017	Reject	290(234)	0	0	290
	Accept Rate	30.60%(69.60%)	NA.	NA	30.60%
	Accept	144	1	0	145
2018 YTD	Reject	174 (69)	0	0	174
7.5	Accept Rate	45.5%(59.2%)	NA	NA	45.5%

3. 國別 採択数(最終判定日による集計)

	2014	2015	2016	2017	2018
JAPAN	13	105	146	126	139
AUSTRALIA	0	1	1	0	3
GERMANY	0	0	2	0	1
SLOVENIA	0	0	0	0	(1)
UNITED STATES	0	0	2	1	1
BRAZIL	0	1	0	0	0
FRANCE	0	0	1	0	0
INDIA	0	2	0	0	0
ITALY	0	2	0	0	0
MOROCCO	0	0	0	1	0

	13	115	156	129	145
UKRAINE	0	0	0	1	0
TURKEY	0	2	1	0	0
SPAIN	0	1	1	0	0
SINGAPORE	0	1	1	0	0
SAUDI ARABIA	0	0	1	0	0

4. 国内・外 判定結果と採択率(最終判定日による集計)

		JAPAN	Overseas	Total
	Accept	105	10	115
2015	Reject	139	212	351
	96Accept	43.0%	4.50%	24,70%
2016	Accept	146	10	156
	Reject	196	47	243
	96Accept	42.7%	17.50%	39.10%
	Accept	126	2	128
2017	Reject	254	36	290
	%Accept	33.2%	5.30%	30.60%
	Accept	139	6	145
2018 YTD	Reject	146	28	174
	%Accept	48%	17.64%	45.45%

5. 審査日数 (最終判定日による集計)

項目	2015	2016	2017	2018 YTD
投稿~Accept までの平均日数	105.0 days	92.4 days	89.7 days	90.65days
投稿~Reject までの平均日数	17.8 days	21.6 days	9.8 days	17.62days

5.1 各 editorial stage での平均所要日数(全論文対象)

項目	From submission to 1st decision	From 1st to final decision	From submission to final decision
2017	16.3 days	17.86 days	35.23 days
2018	28.79 days	23.66 days	52.15 days

6. カテゴリー別 投稿数(投稿日による集計)

Category	2014	2015	2016	2017	2018 YTD
Adrenal gland	1	10	5	3	1
Anus	3	5	4	7	3
Bile ducts/Gall bladder	4	52	35	28	34
Breast	5	31	14	25	26
Cardiovascular	7	39	43	37	39
Colon/Rectum	30	93	75	64	84
Emergency	24	109	63	53	64

Esophagus	10	23	24	30	28
Genetics	0	0	4	4	5
Liver	15	49	53	63	44
Lung/Mediastinum	17	58	55	58	55
Medical Oncology	0	3	39	30	30
Pancreas	13	32	36	52	35
Pathology	0	8	51	39	37
Pediatric surgery	8	22	19	29	17
Plastic surgery	7	23	10	6	13
Portal hypertension	1	5	4	2	1
Radiation Therapy	0	0	6	3	8
Stomach/Duodenum	13	71	57	51	50
Thyroid/Head and neck	6	23	10	6	11
Vascular (peripheral/vein)	12	34	23	25	22

※1 論文で複数のカテゴリーを選んでいる場合は全てのカテゴリーをカウント

カテゴリー別 探択数 (判定日による集計)

	20:	15	201	16	20	117	2018 YTD		
Category	採択数	探択率	採択数	採択率	探択数	採択率	採択数	探択率	
Adrenal gland	2	22%	1	20%	2	100%		0%	
Anus		0%		0%	2	29%	2	67%	
Bile ducts/Gall bladder	11	24%	17	44%	8	27%	4	16%	
Breast	9	30%	4	29%	6	24%	9	53%	
Cardiovascular	9	24%	12	25%	8	25%	12	67%	
Colon/Rectum	20	22%	27	38%	15	23%	32	46%	
Emergency	13	12%	21	33%	10	19%	19	39%	
Esophagus	10	34%	10	45%	15	50%	13	68%	
Genetics		NA	2	50%	2	50%	2	67%	
Liver	22	42%	26	53%	23	37%	25	61%	
Lung/Mediastinum	15	28%	21	38%	20	34%	20	48%	
Medical Oncology		0%	11	33%	18	51%	11	50%	
Pancreas	12	39%	20	56%	13	25%	12	43%	
Pathology		0%	15	37%	15	38%	22	73%	
Pediatric surgery	4	18%	8	44%	5	20%	5	38%	
Plastic surgery	1	5%	2	20%	1	20%	5	36%	
Portal hypertension	1	25%	1	33%	1	50%	1	50%	
Radiation Therapy		NA		0%	3	60%	2	33%	
Stomach/Duodenum	15	21%	21	41%	18	34%	14	36%	
Thyroid/Head and neck	4	17%	2	20%	2	33%	3	30%	
Vascular (peripheral/vein)	8	24%	5	20%	5	24%	5	31%	

※1 論文で複数のカテゴリーを選んでいる場合は全てのカテゴリーをカウント

12. 臨床研究推進委員会

委員長 藤 原 俊 義

委員会を6月5日,10月30日に開催し、新たに創設した臨床研究助成の選考や臨床研究セミナーを計画するとともに、外科領域においてエビデンスに基づいた医療を実践すべく臨床研究を検討した。

1. 「日本外科学会臨床研究助成」(500 万円×1 件) と「若手外科医のための臨床研究助成」(100 万円×5 件)の評価方法を検討した.

【日本外科学会臨床研究助成】

・従来通り、委員全員で1題採択した.

【若手外科医のための臨床研究助成】

・申請者が申請された分野(その他や分野横断的なものは、委員長、副委員長の判断で該当する分野を判断する)に基づき、昨年同様、分野毎にベスト課題を1-2題選定(1次審査)し、その後、委員全員で5題採択(2次審査)した。

(分野毎の諾否ではないため、授賞は選択分野に影響されない旨を記載している)

2. 臨床研究助成「日本外科学会臨床研究助成」(500万円×1件),「若手外科医のための臨床研究助成」(100万円×5件)の選考をし、第22回臨床研究セミナーで授賞式を開催する.

【日本外科学会臨床研究助成】(ISS Clinical Investigation Project Award)授賞者 1名

・藤原 俊義(岡山大学大学院医歯薬学総合研究科消化器外科学)

「ナショナルビッグデータを用いた新専門医制度の地域外科医療に及ぼす影響の評価と人工知能 (AI) を用いた適正医師配置シミュレーションプラットフォームの確立」

【若手外科医のための臨床研究助成】(ISS Young Researcher Award) 授賞者 5名(五十音順)

·大津 甫 (九州大学病院別府病院外科)

「リンチ症候群のミスマッチ修復異常の下流で活性化されるキナーゼと免疫寛容獲得機構の解明」

· 佐伯 吉弘 (広島大学消化器移植外科)

「肥満症における慢性炎症誘導機構の解明と制御法の開発」

·中川 茂樹 (熊本大学大学院消化器外科)

「網羅的遺伝子解析に基づいた、LOX を標的とした新規肝細胞癌治療薬の開発 |

・原田 剛佑(山口大学医学部附属病院第一外科)

「虚血組織に特異的に発現する細胞表面抗原の同定とエクソソームを用いた cell-free 再生療法の開発」

· 藤野 志季 (大阪大学大学院医学系研究科外科学講座消化器外科学 I)

「PDGFR 制御による大腸癌遠隔転移抑制機構の解明」

3. 臨床研究セミナーの重要性を鑑み、春と秋に2回開催するとともに、本セミナーの参加は外科専門医制度における研修実績(5単位)となる。平成30年度に開催された第20回、第21回の臨床研究セミナーは850名、241名の参加であった。

第22回臨床研究セミナーを下記の如く4月20日に開催予定である.

なお、現在のプログラム構成は、日本専門医機構の共通講習の基準を満たしていないため、理事会決議

事項に従い, 第23回臨床研究セミナーから日本専門医機構の共通講習の基準に則して運営するための新しいプログラム構成を決定した.

第22回 臨床研究セミナー

日 時: 平成 31 (2019) 年 4 月 20 日 (土) 8:00~11:00

(第119回日本外科学会定期学術集会3日目)

場 所:リーガロイヤルホテル大阪 ロイヤルホール (第12会場)

【プログラム】

開会の挨拶 (8:00~8:05)

土岐祐一郎 大阪大学大学院消化器外科学

(第119回日本外科学会定期学術集会会頭)

第1部 臨床研究の基礎講座

司会:渡邊 昌彦 北里大学医学部外科

(日本外科学会臨床研究推進委員会副委員長)

藤原 俊義 岡山大学大学院消化器外科学

(日本外科学会臨床研究推進委員会委員長)

1:外科臨床研究のための研究デザイン (8:05~8:20)

山中 竹春 横浜市立大学臨床統計学

2:日本外科学会学術集会への演題応募における倫理手続き指針(8:20~8:35)

小野 稔 東京大学大学院心臓外科学

(日本外科学会倫理委員会委員長)

3: Surgery Today における利益相反管理 (8:35~9:50)

海野 倫明 東北大学大学院消化器外科学

(日本外科学会英文誌編集委員会委員長)

4: 臨床研究支援センターの活用 (8:50~9:05)

山本 洋一 大阪大学未来医療開発部臨床研究センター

第2部 第6回「日本外科学会臨床研究助成」および「若手外科医のための臨床研究助成」授賞式

司会:森 正樹 九州大学大学院消化器・総合外科学

(日本外科学会理事長)

赤木 由人 久留米大学医学部外科学

- 1: 若手外科医のための臨床研究助成 (9:05~9:45)
 - 1) リンチ症候群のミスマッチ修復異常の下流で活性化されるキナーゼと免疫寛容獲得機構の解明 大津 甫 九州大学病院別府病院外科
 - 2) 肥満症における慢性炎症誘導機構の解明と制御法の開発 佐伯 吉弘 広島大学消化器移植外科
 - 3) 網羅的遺伝子解析に基づいた, LOX を標的とした新規肝細胞癌治療薬の開発 中川 茂樹 熊本大学大学院消化器外科

- 4) 虚血組織に特異的に発現する細胞表面抗原の同定とエクソソームを用いた cell-free 再生療法の開発 原田 剛佑 山口大学医学部附属病院第一外科
- 5) PDGFR 制御による大腸癌遠隔転移抑制機構の解明

藤野 志季 大阪大学大学院医学系研究科外科学講座消化器外科学 I

- 2:日本外科学会臨床研究助成(9:45~9:55)
 - 1) ナショナルビッグデータを用いた新専門医制度の地域外科医療に及ぼす影響の評価と人工知能(AI) を用いた適正医師配置シミュレーションプラットフォームの確立

藤原 俊義 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科消化器外科学

第3部 外科臨床研究の実践

司会:奥山 宏臣 大阪大学大学院小児育成外科学

池田 哲夫 福岡歯科大学総合医学講座内視鏡センター

1: 蛍光イメージングを応用した肝切除後の残肝機能の解明 (9:55~10:05)

河口 義邦 東京大学 肝胆膵外科·人工臓器移植外科 (H27年受賞)

2:神経ガイダンス因子の腸管神経系における役割解明とヒルシュスプルング病に対する新しい再生治療法の開発 $(10:05\sim10:15)$

藤原 なほ 順天堂大学 医学部小児外科・小児泌尿生殖器外科(H27年受賞)

3: 消化器外科領域における周術期肺血栓塞栓症 (VTE) の頻度とリスク因子の解析—NCD データから見えるもの (10:15~10:30)

土岐祐一郎 大阪大学大学院消化器外科学(H26年受賞)

第4部 第25回「研究奨励賞」授賞式

司会:森 正樹 九州大学大学院消化器・総合外科学

(日本外科学会理事長)

海野 倫明 東北大学大学院消化器外科学

(英文誌編集委員会委員長)

1: What factors determine the survival of patients with an acute exacerbation of interstitial lung disease after lung cancer resection?

宮島 正博 札幌医科大学呼吸器外科 (最優秀賞)

2 : Postoperative therapy with infliximab for Crohn's disease : a 2-year prospective randomized multicenter study in Japan

福島 浩平 東北大学大学院医学系研究科分子病態外科学(優秀賞)

特別発言(10:50~10:55)

北村惣一郎 国立循環器病研究センター名誉総長・堺市立病院機構理事長

総括・閉会の挨拶(10:55~11:00)

北川 雄光 慶應義塾大学医学部外科

(日本外科学会定期学術集会次期会頭)

4. NCD データを活用した臨床研究は、複数の領域のデータベースを横断したプロジェクトの場合は、当該領域の学会の了承を得た上で、共同研究として NCD に申請することとなっている。将来的に研究課題が増えれば、その手続きが煩雑となり、負担が掛かることになるので、複数の領域に跨る共同研究を出来る限りスムーズに行えるような包括的な枠組みを構築するために、28 年度より、NCD データを利用した複数領域で行う研究の審査窓口は、本委員会に、各領域の学会と NCD の代表者が加わった拡大的な組織(NCD 臨床研究推進委員会)が務めることとし、その審査結果を各領域の学会に持ち帰って検討してもらい、2 か月以内を目途に回答してもらう方針を採ることとした。

本年度募集したところ、日本外科学会より「研究課題名:NCDビッグデータを活用した外科医療資源の適切な配分に関する横断的検討」と日本胸部外科学会より「NCDデータを利用した大動脈食道瘻の多領域に渡る実態調査研究」「呼吸器心臓血管外科領域疾患における術後脳梗塞の発生因子の解析」の3件の申請がなされ、各領域の学会にデータ利用の許諾や協力の可否について検討依頼中である.

1) 利益相反委員会

委員長 藤 原 俊 義

本委員会は、外科研究の利益相反に関する指針に基づき、役員等から提出された利益相反自己申告書の管理、利益相反自己申告書に対して、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合の対応等を目的としている

役員等の利益相反自己申告書対象 208 名全員から提出され、特に問題が生じるものはなかった. 役員等の利益相反自己申告書は外科学会事務所に厳重に管理している.

6月5日,10月30日に委員会を開催し,「日本医学会 COI 管理ガイドライン」並びに「診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンス」に即して,外科研究の利益相反に関する指針の改定内容について検討し,主に以下の改訂をした.

【主な改訂内容】

○学会発表

第119回定期学術集会の演題発表時には共著者分も含めて、過去3年間の演題発表内容に関連した利益相反状態の有無をスライド開示することに変更する(演題応募や抄録提出時は筆頭演者の過去3年間の演題発表内容に関連した利益相反状態の有無を明らかにする).

- ○役員等の利益相反自己申告書
 - 1) 項目や金額について、「日本医学会 COI 管理ガイドライン | に合わせる.
 - 2) 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費や奨学(奨励) 寄附金について,事務経費を差し引いた「申告者が実質的に使途を決定し得る研究費や奨学(奨励) 寄附金で実際に割り当てられた額の記載」に変更する.
 - 3) 過去2年間分を過去3年間分の提出に変更する.

日本外科学会 利益相反の開示

筆頭発表者名: 〇〇 〇〇

演題発表に関連し、開示すべき 利益相反関係にある企業などは ありません。

日本外科学会 利益相反の開示

発表者名:○○ ○○、○○ ○○、○○○ ○○(○代表者)

演題発表に関連し、発表者らに 開示すべき利益相反関係にあ る企業などはありません。

日本外科学会 利益相反の開示

筆頭発表者名: 〇〇 〇〇

演題発表に関連し、開示すべき利益相反関係にある企業などとして、

① 役員・顧問職: なし

⑥ 研究費:

OO製薬

② 株:

なし

⑦ 顧問料・謝礼: なし

③ 特許使用料: なし

⑧ 研究員等:

なし

④ 講演料など: なし

⑨ 寄付講座:

なし

⑤ 原稿料など: なし

⑩ その他報酬:

なし

日本外科学会 利益相反の開示

発表者名:00 00,00 00,000 00(0代表者)

演題発表に関連し、筆頭および共著者が開示すべき利益相反関係にある企業などとして

① 役員・顧問職: なし

⑥ 研究費:

〇〇製薬

② 株:

なし ⑦ 奨学(奨励)寄附金:なし

③ 特許使用料: なし

⑧ 寄付講座: なし

④ 講演料など: なし

9 その他報酬: なし

⑤ 原稿料など: なし

役員等の利益相反自己申告書 (算出期間:2018.4.1~2019.3.31)

志編集委員会 □ Ca	回学術集会会頭 会 □ Case Report 保険診療委員会 無と報酬額 (□ 役職(役員・ 区分:①100万円以 年間の本株式に 5%以上保有のものを割 申告時の構造・	ort 誌編集委員 □倫理委員 (□有 · □ 員・顧問等)	会 □総務委員 員会 □利益相
会委員長 □学株志編集委員会 □Ca 志編集委員会 □Ca 生委員会□保険診療 引職の有無と報記 会額区分:①1 会額区分:①1 会額区分:①1 会額区分:①1	□学術集会会頭 会 □Case Report 保険診療委員会 無と報酬額 (□ 役 職 (役員・ 区分: ①100 万円以 年間の本株式に 5%以上保有のものを記 申告時の株値 (ort 誌編集委員 □倫理委員 (□有 · □ 員・顧問等)	会 □総務委員 員会 □利益相」]無)
金額区分:①1 (最近1年間の3 当該株式の5%以上保 寺ち株数 申	役職(役員・ 区分:①100万円以 年間の本株式に 5%以上保有のものを訂 申告時の株値(員·顧問等)	
金額区分:①1 (最近1年間の3 当該株式の5%以上保 寺ち株数 申	役職(役員・ 区分:①100万円以 年間の本株式に 5%以上保有のものを訂 申告時の株値(員·顧問等)	
金額区分:①1 (最近1年間の) 当該株式の5%以上保持 まち株数 申	区分: ①100 万円以 年間の本株式に 5%以上保有のものを割 申告時の株値(金額区分
(最近1年間の: 当該株式の5%以上保 寺ち株数 申 金額区分:①1	年間の本株式(こ 5%以上保有のものを訂 申告時の株値(以上 ②500万	
(最近1年間の: 当該株式の5%以上保 寺ち株数 申 金額区分:①1	年間の本株式(こ 5%以上保有のものを訂 申告時の株値(以上 ②500万	
(最近1年間の: 当該株式の5%以上保 寺ち株数 申 金額区分:①1	年間の本株式(こ 5%以上保有のものを訂 申告時の株値(以上 ②500万	1
(最近1年間の: 当該株式の5%以上保 寺ち株数 申 金額区分:①1	年間の本株式(こ 5%以上保有のものを訂 申告時の株値(以上 ②500万	4
当該株式の5%以上保 寺ち株数 申 金額区分:①1	5%以上保有のものを記 申告時の株値(·円以上 ③1,00
特言	して支払われた		
	特許名		金額区分
金額区分:①1		以上 ②500万	河以上 ③1,00
	区分:①100万円以		が対して
記載)		<i>した</i> 時間・労	A +=== A
		Uts 销 ·劳	金額区分
		いま聞・労	金額区分
		はお聞・労力	金額区分
		はお聞・労	金額区分
		は出稿・労力	金額区分
		は出間・労力	金額区分
		は出間・労力	金額区分
		した出間・労力	金額区分
金額区分:①1		万円	0万円以上 ②500万 拘束した時間・労力

金額区分: ①5万円以上 ②20万円以上

(1 20)正来 : 四体/	からの原稿料が年間合計 50 万円以上のものを記	5朝/	△ 結 □ 八
	企業・団体名		金額区分
1			
2		↑ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	@100 TENUL @000 TE
		金額区分:①50万円以上(②100 万円以上 ③200 万F
A 444 (L 324 T. (4	D 44.1 1 4 四件/8相似于 7 mm	# /	
	目的とした団体が提供する研究 、L つの企業等から臨床研究に対して申告者が	The state of the s	宇際(-宇川 - 男子された顔が 10)
(研究質については、 以上のものを記載)	、1つの企業等から臨床研究に対して甲音省か	夫員的に関連を決定し待る研究質で	夫婦に割りヨくられた観が「0
	企業・団体名	研究費区分	金額区分
1			
2			
3			
	-ā	研究 費区分:①産学共同研究	②受託研究 ③治験 ④
		金額区分: ①100 万円 ②1	,000 万円以上 ③2,000 万円
(奨学寄付金 (奨励	寄付金〉については、1 つの企業・団体等から が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割		
室の代表者に申告者			
(奨学寄付金(奨励) 室の代表者に申告者 1	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割		のものを記載)
(奨学寄付金 (奨励 室の代表者に申告者) 1 2	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割		のものを記載)
(奨学寄付金(奨励をの代表者に申告者) 1 2 3	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割		のものを記載)
(奨学寄付金(奨励 室の代表者に申告者) 1 2 3 4	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割		のものを記載)
(奨学寄付金(奨励 室の代表者に申告者) 1 2 3 4 5	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割		のものを記載)
(奨学寄付金(奨励 室の代表者に申告者) 1 2 3 4 5 6	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割		のものを記載)
(奨学寄付金(奨励 をの代表者に申告者) 1 2 3 4 5 6 7	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割		のものを記載)
(奨学寄付金(奨励をの代表者に申告者) 1 2 3 4 5 6 7	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割		のものを記載)
(奨学寄付金(奨励をの代表者に申告者) 1 2 3 4 5 6 7 8	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割		のものを記載)
(奨学寄付金(奨励をの代表者に申告者) 1 2 3 4 5 6 7	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割	り当てられた額が年間100万円以上	のものを記載) 金額区分
(奨学寄付金(奨励をの代表者に申告者) 1 2 3 4 5 6 7 8	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割	り当てられた額が年間100万円以上	のものを記載)
(奨学寄付金(奨励をの代表者に申告者) 1 2 3 4 5 6 7 8 9	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割	り当て Gれた額が年間 100 万円以上 金額区分: ①100 万円 ②	のものを記載) 金額区分 - 金額区分
(奨学寄付金(奨励をの代表者に申告者) 1 2 3 4 5 6 7 8 9	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割企業・団体名	り当て Gれた額が年間 100 万円以上 金額区分: ①100 万円 ②	のものを記載) 金額区分 - 金額区分
(奨学寄付金(奨励をの代表者に申告者) 1 2 3 4 5 6 7 8 9	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割 企業・団体名 目的とした団体が提供する寄付	り当て Gれた額が年間 100 万円以上 金額区分: ①100 万円 ②	のものを記載) 金額区分 2500 万円以上 ③1,000 万円 (□有 · □無)
(奨学寄付金(奨励をの代表者に申告者) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割 企業・団体名 目的とした団体が提供する寄付	り当て Gれた額が年間 100 万円以上 金額区分: ①100 万円 ②	のものを記載) 金額区分 2500 万円以上 ③1,000 万円 (□有 · □無)
(奨学寄付金(奨励をの代表者に申告者) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割 企業・団体名 目的とした団体が提供する寄付	り当て Gれた額が年間 100 万円以上 金額区分: ①100 万円 ②	のものを記載) 金額区分 2500 万円以上 ③1,000 万円 (□有 · □無)
(奨学寄付金(奨励をの代表者に申告者) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 企業や営利を 1 2	が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割 企業・団体名 目的とした団体が提供する寄付	少当てられた額が年間100万円以上 金額区分:①100万円 ② 講座に所属している場合	のものを記載) 金額区分 ②1,000 万円以上 ③1,000 万円 ③1(□有 · □無) 寄付講座名
(奨学寄付金(奨励をの代表者に申告者) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 企業や営利を 1 2 その他の報酬	が実質的に使途を決定し得る客附金で実際に割 企業・団体名 目的とした団体が提供する寄付 企業・団体名	り当てられた額が年間100万円以上 金額区分:①100万円 ② 講座に所属している場合	のものを記載) 金額区分 ②1,000 万円以上 ③1,000 万円 ③1(□有 · □無) 寄付講座名

告事項有り: 下記の該当項目にご記入ください。 場合は該当者氏名(申告者との関係): 業や営利を目的とした団体の役員, 顧問職つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載企業・団体 名	(战の有無と報酬額(□有 ·)
業や営利を目的とした団体の役員。顧問職つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載	2)	
つの企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上のものを記載	2)	
		金額区分
企業・団体名	佼職(佼具・顧問寺)	金額以分
	金額区分: ①100万円以上 ②500	万円以上 ③1,000
		1
	金額区分: ①100万円以上 ②500	万円以上 ③1,000
	and the second of the second	10 10 10 10
業や営利を目的とした団体から特許権使用 つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載)	料として文払われた報酬([]有 ・ □無)
企業・団体名	特 許 名	金額区分
	金額区分: ①100万円以上 ②500	万円以上 ③1,000
利益相反に関する状況は上記の通りであることに相違ありませ	せん。私の日本外科学会での職務遂行上で	妨げとなる、これ以タ
	せん。私の日本外科学会での職務遂行上で	妨げとなる、これ以タ
利益相反に関する状況は上記の通りであることに相違ありませ	せん。私の日本外科学会での職務遂行上で	妨げとなる、これ以タ
利益相反に関する状況は上記の通りであることに相違ありませ	tん。私の日本外科学会での職務遂行上で 対な要請があった場合は、公開することを 対	妨げとなる, これ以夕 承認します。

(本申告書は、任期満了、或いは委員の委嘱撤回の日から2年間保管されます。本申告書の内容は原則非公開ですが、社会的・ 法的な要請により公開することがあります。)

自己申告書の欄が足りない場合に記入出来なかったものについてご記入ください。

(別 紙)

H	4	老	F	2							

〈申告事項〉

- 1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額
- 2. 株の保有と、その株式から得られる利益(最近1年間の本株式による利益)
- 3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬
- 4. 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講解すなど)
- 5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- 6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
- 7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学(奨励)寄付金
- 8. 企業や営利を目的とした団体が提供する寄付講座に所属している場合
- 9. その他の報酬(研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など)

申告者 (A·B)	申告番号	企業・団体名	適用(役職・特許名・研究費種類等) *2の場合は持ち株数はよび料面を記載	金額等区分(各項目を参照して下さ
				19
	+			

*自己申告書の記入欄が足りない場合のみ、この別紙をコピーして使用してください。

序文 日本外科学会は外科学に関し会員の研究発表、知識の交換並びに会員相互間及び限進学協会と の研究連絡、是携の場となり、外科学の進歩等長に貢献し、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。 日本外科学会の学術機会、刊行物などで発表される研究においては、患者を対象とした治療法の概能化のための臨床研究や、新規の医薬品、医療機器・技術を用いた臨床研究、および臨床の機能化のための臨床研究や、新規の医薬品、医療機器・技術を用いた臨床研究、および臨床の機能が作り、可能がある。大きでは、まる研究・関係が行われる場合が少なくない。それらの成果は臨床の服器に置ったさんとから、産学連携による研究の必要性と重要性は日ととに高さばかりである。 返学連携による研究の必要性と重要性は日ととに高さばかりである。 返学連携による研究の必要性と重要性は日ととに高さばかりである。 返学連携による研究の必要性と変性とは一定の書と知らする。 返学連携による研究には、学常的、権理的責任を見たすことによって得られる点果の社会への 返案元(公的知識)だけではな、産学連携でい、取得する金輪・地位、手機など(私の知念)が 発生する場合がある。これら2つの利性が研究者制入の中に全じる状態を利益が同反(他の記)を 発生する場合がある。これら2つの利性が研究者動力の中に全じる大幅を利益が関係を関係を を持ちらないものであり、仲定の活動に関しては法的規則がかけられている。 しかし、法的規則の仲外にある行為にも、利益制度状態が発生する可能性がある。そして、利 生材度は新聞が表現しませない。 の 欧米では、多くの学会が直学連携による研究の適正な生態を がた、臨床研究にかかる利益和反指針を策定している。 外科疾患の予防・参斯・治療法に関する 研究・開発活動は近年、複種的に爰限されており、本邦における利益相反指針の策定は必要不可 火である。日本外科学会の事実実施においても会員に対して利益相反に関する相對を別様に示 し、産学生産による重要な研究・開発の公正さを確保した上で、外科研究を測性的定性 が重要である。 り。 野米では、多くの学会が希学連携による研究の適正な推進や、学会発表での少男性を確保するために、臨床研究にかかる利益相反指針を質定している。外系疾患の予防・診断・治療性に要する 研究・別発信動は近年、物権助に展開されており、不列における引生形反指針の発定性が遅れて 欠である。日本科学学会の手架支援においても会員に対して利益相反に関する指針を明備に示 し、選学連携による重要な研究・開発の公正さき確保した上で、外界研究を機能的に推進することが重要であ 1 場合を定の日前 1 機能療法の目的 すでに、「ヘルシン中宣言」や、本質で定められた「隣京研究に関する倫理指針」(原生労働 省官示義225号、2008年)および、応季研究に関する倫理指針」(実施科学者、原生労働者、2007年)において述べられているが、応京研究は、他の学権分等の研究と大きく異なり、研究対象が 人間であることから、被職者の人権・生命を守り、安全に実施することに権別な記載が求められ すでに、「ヘルシンモ宣言」や、水邦で定められた「臨床研究に関する鲁連指針」(厚生労権 省省示策226号、2003年)および、近季研究に関する鲁迪排針」(文館科学者・原圧労働者、2003年) において述べられているが、臨床研究は、他の学術分野の研究と大きく異なり、研究対象が 人間であることから、振聴者の人権・生命を守り、安全に実施することに格別な配慮が求められ る。 日本外科学会は、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに握み、 「外科研究の利益相反に関する指針」(以下、本指針と助す)を策定する。その目的は、日本外 科学会が会員の利益相反に関する指針」(以下、本指針と助す)。 の者及、原名を、中立性となり報告を維付した状態で適に共進させ、外科疾患の予防・診断・治 接の進歩に貢献することにより社会的實務を果たすことにある。 本指針の報心は、日本外科学会会員に対して利益相反についての基本的な考えを示し、日本外 科学会外行う事業に参加、伊表式でる場合、利益相反状のとので、 とにある。日本外科学会会員が、以下に定める本指針を遵守することを求める。 5。 日本外科学会は、その結動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに確み、 「外科等所の利益相反に関する指針」(以下、本理計と除す)を策定する。その目的は、日本外 等学会が会員の周廷相反に敬き歌詞にマネージメントすることにより、称歌建泉の発酵やそれら の意思、酵粉を、中立性と公別体を維持した状態で返回に推進させ、外科疾患の予防・静断・特 部の指集に関することして、対社会が實際を果ませて、とこある。 本指針の嫁心は、日本外科学会会員に対して利益相反についての基本的な考えを示し、日本外 新学会が行う事業に参加し発達する場合、利益相反状態を選切に自己中告によって関示させるこ とにある。日本外科学会会員が、以下に定める特許を進行することを求める。 TT 44-88-9F TT 分类者 射益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本権計が適用される。 ①日本外科学会会員 ②日本外科学会事務局の能業員 ③日本外科学会事務局の能業員 ③日本外科学会で発表する者 ②日本外科学会の理事会、委員会、作業都会に出席する者 利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本格針が適用される。 ①日本外科学会多員 ②日本外科学会事務局の従業員 ②日本外科学会事務局の従業員 ③日本外科学会で発表する者 ②日本外科学会の理事会、委員会、作業部会に出席する者 III. 対象となる活動 III. 対象となる活動 日本外科学会が疑わるすべての事業における活動に対して、本指針を適用する。特に、日本外 科学会の学術集会、シンボジウム及び環境会での発表、および、日本外界学会の機関誌、輸業、 服業などでの発表を行う等が考には、外科疾患の不停、参称・治療に関する研究のサイでに、本 指針が遵守されていることが求められる。日本外科学会会員に対して教育的誘揮を行う場合や、 市法に対して公開審理などを行う場合は、社会的影響力が増いことから、その很者には停設の本 指針と強が求められる。 日本外科学会が関わるすべての事業における経動に対して、本指針を適用する。特に、日本外 料学会の学術集会、シンボジウム及び建議会での意思、および、日本外科学会の機関誌、転送 関章などでの新表を行うが示念には、外科学場の予防、影響・治療に関する研究のイベモに、本 指針が運守されていることが求められる。日本外科学会会員に対して教育的課題を行う場合や、 市民に対して公別課題などを行う場合は、社会的影響力が強いことから、その復者には特収の本 得對漫学が求められる。 IV. 原示・公開すべき事項 TV 開示・公開すべき或语 17. 展示・公開すべき事項
対象者は、自身における以下の①・⑩の事項で、別に定める基準を粗える場合には、利益相反
の状況を所定の微式に定い、自己申告によって正確な状況を掲示する維勢を負うものとする。また、対象者は、その起例者・一概等の観察、または収入・財産をよすする者における以下の①・の一の・事項で、別に定める意味を包える場合には、その正確な状況を学会に申申する維持の名のシャンと、なお、自己申告なよび中告された内容については、申告者本人が責任を持つものとすの企業を判制を目的とした団体の役員、調閲職等の教養(企業を管制を目的とした団体の役員、調閲職等の教養(企業を管制を目的とした団体がら、会議の出席(発表)に対し、政党おれた日当(保険料をど)(企業を管制を目的とした団体がら、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(保険料をど)(の企業を管制を目的とした団体がよフレットなどの養薬に対して支払った原稿料の企業を管制を目的とした団体が長の対策を関係して企業を対して支払った原稿料の企業を管制を目的とした団体が長いているがで表して企業を対象を目的とした団体がものが表現。
②企業を管制を目的とした団体がもの研究といる。
②企業を管制を目的とした団体がもの研究といる。
③企業を管制を目的とした団体が転供する事情報を ③その他の萎弾 (研究とは直接無関係な、旅行、闘客品など) V. 利益相反状態の回避 V. 利益相反状態の回避 i)全ての対象者が同胞すべきこと 研究の結果の公表は、郵料に科学的な判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。日本外科学会会員は、研究の結果を会権。意文とで発表する、あるいは源表したいという 投定や、研究の結果とその解釈といった本質的な要表内表について、その研究の資金機能者。企 業の志慮的な意図に影響されてはならず、また影響を遊げられないような契約者を締結してはない。 1) 全ての対象者が回避すべきこと 研究の結果の公安は、無粋に料学的な判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきであ る。日本外科学会会員は、研究の結果を会議・確立とで発表する。あるいは発表しないという 決定や、研究の結果とその解釈といった本質的な名表内容について、その研究の資金要供者・企 級の恋差的な意図に要慮されてはならず、また影響を避けられないような契約者を解析してはな 表の恋差的な意図に要慮されてはならず、また影響を避けられないような契約者を解析してはな

2) 臨床研究の影響責任者が回避すべきこと 臨床研究(福床財職, 治験を含む)の計画・実施に決定権を持つ試験責任者(多施製臨床研究 における名施製の責任医師は験当しない)は、次の利益相反状態にないものが適出されるべきで あり、また輩出後もこれらの利益相反状態となることを回避すべきである。 ①当該臨床研究を被害する企業の殊の保有 ②当該臨床研究を被害する企業の未の保有 ②当該臨床研究を接受ける分割をある場合、技術の特許料・特許核の要得 ②当該臨床研究を放射をある場合。技術の特許料・特許核の要得 ②当該臨床研究を放射である場合。 2) 線床研究の試験責任者が回避すべきこと 趣床研究(臨床試験、告験を含む)の計画・実施に決定権を持つ試験責任者(参加股連床研究 まか)る希腊の責任極助に報告したい)は、次の利益相反状態にないものが凝出されるべきでった。 り、また適出後もこれらの利益相反状態となることを回避すべきである。 (における各類区の質に飲助に取当しない)は、次の利益相反状態にないものが激出されるべきであり、また適比勢もこれらの別益相反状態となることを回避すべきである。 ○当該施床研究を依頼する企業の状の保有 ②当該施床研究を依頼する企業の状の保着・技術の特許料・特許権の獲得 ③当該施床研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、維等、顧問(無償の科学的な顧 間は除く) 但し、①一億に該当する研究が国際的にも振みて重要な意義をもつような場合には、当該違床 が表のお書紙に振行に変化する。として可能します。 ②当該際級末齢がの発表から得られる製品・改称の専門料・得許権の要待 ③当該際政宗的を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、趣事、顧問(無償の科学的な順 同注除く) 「Q、D・②に験当する研究者であっても、当該施床研究を計画・実行する上で必要不可欠の 人材であり、かつ当緊部底研究が国際的にも極めて重要な常義をもつような場合には、当該施床 **F兜の試験責任医師に就任することは可能とする。** 究の武装責任医師に就任することは可能とする。 VI. 実施方法 VT 宝饰方法 1) 会員の役割 会員は研究成果を学術集会等で発表する場合、当該研究実施に関わる利益相反状態を選切に関 示する機能を見うものとする。限示については相反に従い所定の書式にて行なり。本格針に反す 各事態が生じた場合には、利益相反を管轄する委員会(以下、所称委員会と略記)にて審職し、 理事会に上申する。 1) 会員の役割 会員は研究成果を学務集会等で発表する場合、当該研究実施に関わる利益相反状態を適切に関 示する義務を負うものとする。開示については相反に従い所定の書式にて行なう。本指針に反す る事態が生じた場合には、利益相反を管轄する委員会(以下、研察委員会と略記)にて春騰し、 理事会に上申する。 3) 不服の申立 前配1)ないし2)号により改善の指示や差し止め処置を受けた者は、日本外科学会に対し、 不限申立をすることができる。日本外科学会はこれを受測した場合、速やかに所轄委員会において再審職し、理事会の協議を経て、その結果を不服申立者に通知する。 3) 不服の申立 前配1)ないし2) 号により改善の指示や差し止め処値を受けた者は、日本外科学会に対し、 不服申立をすることができる。日本外科学会はこれを受難した場合、適やかに前韓委員会において再審鑑し、理事会の協議を経て、その結果を不履申立者に通知する。 VIL 指針違反者への指置と説明責任 VII. 指針違反者への措置と観明責任 1) 指針進反者への特置 日本外科学会理率会は、別に定める規則により未指針に達反する行為に関して事務する権限を 行し、審集の結果、重大な差切不履行に該当すると判断した場合には、その遵守不履行の程度に 応じて一定期間、改の指量を取ることができる。 (①日本外科学会が開催するマイでの集会での発表の禁止 (②日本外科学会の学所集の今頃・を対画・水水別会領設任の禁止 (④日本外科学会の理解を対し、 (④日本外科学会の理解を対し、 (④日本外科学会の理解を対し、 (④日本外科学会の代職員の診察、あるいは会員になることの禁止 (④日本外科学会の代職員の診察、あるいは会員になることの禁止 (④日本外科学会会員の除名、あるいは会員になることの禁止 1) 指針違反者への措置 日本外科学会理率会は、別に定める規則により本指針に違反する行為に関して筆離する権限を 市し、審議の結果、重人な遊守不履行に報当すると判断した基合には、その基守不履行の整度に 応じて一定期間、数の措置を取ることができる。 日本外科学会の部間後する子マでの集会での果安の集立 ②日本外科学会の部所をの会議・を期金の機上、②本 組合機能に ②日本外科学会の部所をの会議・を期金の機と、 ②日本外科学会の理論を異の会議を表明会との表現の機上 ③日本外科学会の代議員員除名、あるいは会員になることの禁止 ③日本外科学会の代議員員除名、あるいは会員になることの禁止 2) 不限の申立 被指置者は、日本外科学会に対し、不順申立をすることができる。日本外科学会がこれを受題 したときは、所籍委員会において蔵実に再審理を行い、理事会の協議を経て、その結果を被指置 者に拠知する。 2) 不服の申立 被排置者は、日本外科学会に対し、不服申立をすることができる。日本外科学会がこれを受理 したときは、所稿委員会において確実に再答照を行い、理事会の協議を経て、その結果を被指置 者に通知する。 3) 説明責任 日本外科学会は、自ら願与する場にて発表された研究に、本指針の遵守に意大な違反があると 相影した場合、所練を目会および理事会の協議を終て、社会への級別責任を果たす。 「日本外科学会は、学会の独自性、特殊性を構業して、本指針を実際に運用するために必要な結 足を制定することができる。 3) 限明責任 日本外科学会は、自ら関与する場にて発表された研究に、本相針の遵守に重大な違反があると 判断した著合、所確を自会および理事会の警備を経て、社会への説明責任を果たす。 VIII. 補足の制定 日本外科学会は、学会の後自性、特殊性を指索して、本相針を実験に運用するために必要な績 足を制定することができる。 D. 施行日お上び南正方法 TX. 施行日お上び改正方法 本指針は、社会的影響や高学連携に関する社合の改変などから、個々の事例によって一部に優 が必要となることが下始される。日本外科学会職床研究推進委員会は、理事会の決職を鑑て、 指針を改正することができる。 又、が心臓床研究の利益相反に関する指針の一部改訂 本指針は、社会的影響を産学運搬に関する法令の改要などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。日本外科学会<u>利益相反</u>委員会は、理事会の決議を経て、本指針を改正することができる。 3. が必要になることができる。 3. が人隣埃研究の利益相反に関する指針の一部改訂 本指針は、日本語治療学会及び日本臨床腰痛学会の承襲のもと、 両学会が策定した「がん臨床研究の利益相反に関する指針」を参考に、本会に即して一部改訂して作成した。 用別。 1、本指針は平成21年4月1日より施行する。 2、本指針は平成26年3月19日より改正する。 3、本指針は平成27年7月7日より改正する。 附加 1. 本指針は平成21年4月1日より施行する。 2. 本指針は平成25年3月19日より改正する。 3. 本指針は平成27年7月7日より改正する。 4. 本指針は平成27年7月7日より改正する。

透射的 液紅鄉 2. 外科研究の利益相反に関する指針 QAA I. 指針策定の目的に関するQ&A 1. 指針繁定の目的に関するO&A Q1.利益相反の管理は本来、研究者が所属する施設で行うものと理解していたが、学会が管理する。Q1.利益相反の管理は本来、研究者が所属する施設で行うものと理解していたが、学会が管理する。利益相反とはどんなものですか?(本権針1~IIIに関連) 料業相反とはどんなものですか? (本報料1-III)に関連)

私, 学会員の多くは所属連載で研究を実施し、得られた成果を学会で発表します。研究の実施と発表という2つのステップのそれぞれにおいて、所属施度だけでなく、学会にも利益相反を関示することが求められると考えて下さい。
所属施度に対しては、当該施政研究に携わる研究者全員が実施計画書と同時に利益相反自己申付書を施設会へ提出し、当該施度に関いる研究者全員が実施計画書と同時に利益相反自己申付書を施設会へ提出して、当該施度に関する検討紙「臨床研究の利益相反だリッ一策定に関するがイドライン」)。

力、日本外科学会が打ち出した今回の「外科研究に関する機計」(以下、本掛計)は、学会として行うすべての事業に関して、これを行う学会関係者の利益相反状態を自己申告によって関示、公園させ、これにより学会関係者の必要を研究として、これによりを会議を得るといる。他提供の事を守ちてとも目的として記ります。
すなわら、日本外科学会では、外科研究に関する機能を入れます。
定、中心により提示することが表かられます。定、神変委員会、「外科研究の利益相反に関する措施に対する構造、の影響をは対した、外文が表出といまないます。

「中心には解析を表現して、これを対しませ、外科研究に関する情報に対する情報。の影響を対した、外文が表出といまないます。

「中心には解析を表現して、「本文語はないます。」

「中心には解析を表現して、「本文語はないます。」

「中心には解析を表現して、「本文語はより様ないます。」

「中心には解析を表現して、「本文語はないます。」

「中心には解析を表現しています。」

「中心にはなれます。」

「中心にはなれまする。」

「中心にはなれまする。 「中心にはなれまする。」

「中心にはなれまする。 「中心にはなれまする。」

「中心にはなれまする。」

「中心にはなれまする。 「中心にはなれまする。」

「中心にはなれまする。」

「中心にはなれまする。」

「中心にはなれまする。 「中心にはなれまする。」

「中心にはなれまする。 「 利益相撲をだとんなものですか? (不確計1~11に関連)

Al. 学会員の多くは所属施設で研究を実施し、得られた成果を学会で発波します。研究の実施を発
変という2つのステップのそれぞれたおいて、所属施設だけでなく、学会にも利益相反を関示する
万銭施設に対しては、当覧施政が現に携わる研究者全員が実施計画書と同時に利益相反自己申告
書き施設長へ提出し、当覧施設において利益相反でネージメントを受けることが始められており
ます(文部分等者、海床が別の倫理と利益相反に関する検討が「臨床等別の利益相反がリシー策
定に関するガイドライン」)。

一方、日本外科学会が打ち出した今回の「外系研究に関する検討」(以下、本指針)は、学会として行うすべての事業に関して、これを行う学会認保着の利益相反状態を自己申告によって簡単、小祭の大学、これによりで会職保着の対金が、他無対立場を守ることを目的としております。
すなわち、日本外科学会では、外系研究に関する発表施、整文については、その個目に関係し、
下外組制反状態を、自己用やにより開示することが求められます。
天に、対り変長会、「信料研究の利益相反に関する指針に対する構造し、が表表会(信料研究の利益相反に関する影響に対するを通りにより、対象が発生を表し、外系を発き、自然の利益相反に関係を受け、機能を表している。
「おりまれている場合を表している。」

「おりれている場合を表している。」

「おりれている。」

「おりれている。 Q2. 本指針と補足を守れば、法的責任は回避できますか? 02. 本権針と補足を守れば、独的責任は回避できますか? A2.本指針や、その補足は、あくまでも学会の自浄を目的として限定するものであり、この指針やに従ったからと言って、弦的責任を問われないものではありません。また、申告内室の真偽、申告外の対益政偽、平告事の実管薬服経過後に発生した問題・様足においても、法的責任を問われる可能性はあります。一般に言えることですが、学会の部針や規則・権足には、その上位にある「法令」の適用を回避させる効力のないことをご素知下さい。 A2、本指針や、その補足は、あくまでも学会の自浄を目的として制定するものであり、この指針や に登ったからと言って、法的責任を問われないものではありません。また、申告内密の真偽、申 告外の利益取得、申告書の保管制整通後に発生した問題、等においても、法的責任を問われる 可能性はあります。一般に管えることですが、学会の指針や規則、補足には、その上位にある 「独令」の適用を回避させる効力のないことをご承知下さい。 II. 対象者に関するOMA II. 対象者に関するGAA QS. 配偶者や一製等の製態、収入・財産を共有するものの利益相反状態まで報告するように定めて いるが、これらの人が開示・公開を招んだら、どうしたらいいのですか?(本相針II、IVに関 Q3.配偶者や一般等の製施、収入・財査を共有するものの利益相反状態まで報告するように定めているが、これらの人が開示・公開を拒んだら、どうしたらいいのですか?(本指針II、IVに関 AS 配集者などの利益相反状態が、単色者の利益相反状態に強く影響するのは一般に発展されているところです。ベンティー企業の立ち上げや望常において製焼が関わる場合も実験にあります。 要表者には、配果者などの利益相反状態の原示を決めません。しかし、今全受員などには、これ らを含めた開示・公開が求められます。配集者の利益相反状態を申告していなかったことで、申 使者が社会がに関連を受けるのを避けることが目的です。中音が引きませるとかに必要なこと と考え、配偶者などを提供してください。争会に配偶者などに対して、直接には何も言う立場に ありません。しかし、配偶者などの利益和反状態が実効が起来。社会が「他的問題が生た時 に、これらを自己申言されていなかった当該申告者を、学会としては、死念ながら社会の批判か ら守ることができません。また、学会は当該申告者を相針違反者として扱い、本相針で定められ た物質をとらざるを得ません。 3. 配偶者などの利益相反状態が、申告者の利益相反状態に強く影響するのは一般に超級されているところです。ベンチャー企業の立ち上げ予選性において競技が関わる場合も実験にあります。 最表者には、配偶者などの利益相反状態の開示を求めませか。しかし、学金を貸且などには、これらを含めた男示・公開立家められます。配偶者の利益相反状態を申告していなかったことで、申信者が社会的に制度を受けるのを避けることが目的です。中告者が自身をするために必要なことと考え、配偶者の末述のとが自己で、申告者が自身をするために必要なことと考え、配偶者などを援待してください。学会は原理者などに対して、直接には何も言う立場に、ありません。しかし、配偶者などの利益抗反状態が関地が最大、社会で、活動を自己申告されていなかった当該非常者を、学会としては、死金ながら社会の批判から守ることができません。また、学会は当該申告者を相計違反者として扱い、本格針で定められた措置をとらざるを得ません。 04. 対象者は、その配偶者、一類等の製造、または収入・財産を共有する者となっていますが、 製等の製造に配偶者の同類も含まれますか? (本指針IVに関連) 04.対象者は、その配偶者、一観等の観察、または収入・財産を共有する者となっていますが、 銀等の観察に配偶者の両振も含まれますか? (本指針IVに開建) 64. 一張等の機族とは、本指針では血族一張等を意味します。すなわち、本人の再額と本人の子供が行すす。配偶者の何識および本人の子供の配偶性社会まれません。従って、対象者は配偶者および本人の父母と子供になります。また、収入・貯薬を共有する者とは、血無関係は問わず、その関係にある者全員が対象になります。 M. 一襲等の顕嵌とは、本指針では血液一線等を音楽します。すなわち、本人の再現と本人の子供が打です。配偶者の再顕および本人の子供の配偶者が含まれません。そって、対象者は配偶者はよび本人の父をと子供になります。また、収入・財産を共有する者とは、血臓関係は問わず、その関係にある者を負が対象になります。 III. 対象となる活動に関するQ&A III、射像となる活動に関するObt Q6. 学会発表、論文投稿、市民公開講座以外に対象となる学会の事業とはなんですか? 95. 学会発表、論文投稿、市民公開業選以外に対象となる学会の事業とはなんですか? AS. 日本医師会や厚生労働省などへ連議を行うこと、これらからの諮問に答えること。優秀な業績の業都を行うこと、および、務選ガイドラインの作成などです。これらは幸免なで行うことです。 次 産職等や作事を作成する。表等集成の選択をする。あるいは、勝城ガイドラインの作成を 行うのは、選挙や委員個人ですので、これらの人々の利益相反状態の携示・公開が必要となりま す。 A5.日本医師会や厚生労働省などへ难識を行うこと。これらからの書間に答えること。優秀な棄譲の変彰を行うこと。および、診療ガイドラインの代成などです。これらは学会名で行うことです。 が、建議者や答中書を作成する。表彰楽譲の選択をする。あるいは、診療ガイドラインの作成を 行うのは、選挙や委員個人ですので、これらの人々の利益相反攻論の展示・公開が必要となりま TV. 展示・公開すべき事項に関するMA IV 開示・公開すべき事項に関するOLA G6. 第示と公開はどう違いますか? Q6. 開示と公開はどう違いますか? 版、本准針において、開示は学会事務局、理事、代職員、作業施会委員、会員、学会参加者、学会 協談総否に対して行うものと定義します。公開は学会に限模しない外部の人々や、社会一般の 人々に対して明らかにてもるのと定義します。自己時でされた内容のどの概題を開示として被 い、どこまで公開するかは、対象がおよび財表事業によって異かります。 学会での要表や学会等の公保においては、その自己申告領囲は、当該表表もに敬文に関連 した企業・団体と発表者・交論者との間の関係に限られます。また、申告行為自体は第示という A6、本権計において、関示は学会本務局、延事、代職員、作業能会委員、会員、学会参加者、学会 総関統者に対して行うものと定義します。公園は学会に関係しない外部の人本や、社会一般の 人本に対して明らかにするのと定義します。自己申告された内容のとの範囲を関示として扱 い、どこまで公局するかは、対象者および対象事業によって異なります。 学会での概念を学会等からの契格においては、その自己申告領語は、「試験表表および強文に匿道 した企業・団体と発表者・契稿者との間の関係に限られます。また、申告行為自体に提示という 解釈です。 学会役員などについてはより群和な利益相反状態の自己申告が要求されます。また、学会役員などについては、一般等内の製薬および役入・財産を共有する者についても利益相反状態を申告 することになっております。この自己申告は学会に対して販売されるものでありますが、基本的 な公開されることを宣誓した「世後出していただきます。しかし、自己申された内容を、実験 に全て公開することは、個人情報保護公司を応じまれるべきこととは考えておりません。社 会的・法的に公開が求められた場合には、利益和反委員会で鑑論し、理事会が公開することは、 を決定して、これを公開することになります。 解釈です。 学会報員などについてはより弊無な利益相反状態の自己申告が要求されます。また、学会教員などについては、一製等内の製造および収入・財産を共有する者についても利益相反状態を申告 することになっております。この自己申告は学会に対して開ぶされるものでありますが、基本的 な公開されることを宣電した上で提出していただきます。しかし、自己年台れた内容を、実験 に全て公開することは、個人情報無難法の組点から許されるべきこととは考えておりません。社 会的・社的に公開が求められた場合には、利益相反委員会で機能し、班事会が公開するべき範囲 を校定して、これを公開することになります。

A7. 抗癌剤や医療器具を開発・販売している企業に勤められており、その中で役員・顧問職として の収入がある場合は、その報酬額を申告いただくことになります。製薬会社でも、がん治療薬や が収入がある場合は、その報酬額を申告いただくことになります。製薬会社でも、がん治療薬や が収入がある場合は、その報酬額を申告いただくことになります。製薬会社でも、がん治療薬や が収入がある場合は、その報酬額を申告いただくことになります。製薬会社でも、がん治療薬や が収入がある海路を開発・販売されていない会社であれば、たとえ役員・顧 間職としての収入があったとしても、申告は要りません。

97. 彩は本鴨として企業に勤務し、役員をしておりますが、申告が必要でしょうか? (本指針IV-(D)に関連)

Q7. 私は本職として企業に勤務し、役員をしておりますが、申告が必要でしょうか? (本格針IV-(Diに関連)

HEATTHE Q8. 私は私立医科大学の教授であり、某態異会社の治療調整委員という名称で練願を得ております。しかし、企業や資利を目的とした団体の「検責」でもなく、「繭帽喰」という名称でもないので単合しなくて宜しいでしょうか?(本清新) V―のい透通) 98. 私は私立医科大学の養授であり、某製票会社の治験調整委員という名称で報源を得ております。しかし、企業や管制を目的とした団体の「発展」でもなく、「顧問職員」という名称でもないので将官しなて宜しいでしょうか?(本指律1 V―①に原連) A8. 役員、顧問職という名称に限定せず、どのような名称であれ、企業や営利を目的とした団体 のために活動し、これにより報義を得ている場合は申告して下さい。 AB、役員、顧明職という名称に限定せず、どのような名称であれ、企業や営利を目的とした団体 のために活動し、これにより報酬を得ている場合は申告して下さい。 (9.株の保有やその他の報酬は、研究に関連した企業・団体に限らないのですか?(本指針IV-②、OBに関連) 99. 株の保有やその他の報酬は、研究に関連した企業・団体に限らないのですか?(本指針IV-②、②に関連) 49. 学会療表者や論文教稿者については、当該研究に顕述する企業・団体のものに限定されます。 学会役員などについては、本学会が行う事業に関連する企業・団体に吸近して自己申告していた だくことになります。 が、学会発表者や論文投稿者については、当該研究に関連する企業・団体のものに限定されます。 学会投資などについては、本学会が行う事実に関連する企業・団体に限定して自己申告していた だくことになります。 Q10. 私はある医療器具に関する特許権を1,000万円で企業に豪愛しました。これは特許権使用料には当たらないのと解釈して、申告しなくてよいのでしょうか。 (本指針IV-®に関連) Q10.私はある医療器具に関する勢許権を1,900万円で企業に複雑しました。これは等許権使用料には当たらないのと解釈して、申告しなくてよいのでしょうか。(本指針IV-図に関連) A10 特許線の確認については、本場針IV-(2)の該当項目として自告して下さい。 ALD 特許線の確認については、本指針IV--②の除当項目として申告して下さい。 Q11.私は学会のガイドライン作成のための会議に出席したことにより、その学会から1年間で100 万円をいただきました。利益相反申告書の「企業中代利を目的とした団体から、会職の出席(発 表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演科など)」に該当する として申告しなければなりませんか?(本指針NY-Qに関連) Q11.私は学会のガイドライン作成のための会議に出席したことにより、その学会から1年間で100万円をいただきました。利益相反申告書の「企業や管利を目的とした団体から、会職の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)」に練当するとして申告しなければなりませんか? (本指針13~3)に関連) A11. 智利を目的としていない学会や研究会からの「時間・労力に対して支払われた日当」や「京稿料」に報当まず、利益相反申告書への面接ではまて要す。 両様に大学前数とどの公内施設では譲渡とどるまれた場合も、直接に公内施設から請求料をいただいた場合は、たとえいのプロ以上でも利益相反用合物に影響する必要はありません。 護護場所が公的施設であっても、藤瀬料の支払ったが企業や資利を目的とした団体で、1つの企業や省別を目的とした団体で、1つの企業や省別を目的とした団体で、1つの企業や省別を目的とした団体で、1つの企業や省別を目的とした団体で、1つの企業や省別を目的とした団体の1つで以上でで、100円では、100円で A11. 営利を目的としていない学会や研究会からの「時間・労力に対して支払われた日当」や「原稿料」は第当七子、利益相反中台書への野漁に不要です。原線に大学解院などの公的漁設では高値位とさられた場合は、直接に公的施設から影線料をいただった場合によ、たとえ100万円以上でも利益相反率付害に認定する必要はありません。複数場所が公的漁設であっても、標旗架の支払ったが企業や営利を目的とした団体で、1つの企業や営利を目的とした団体から年間100万円以上であれば、利益相反中音等に配数が必要です。 あれば、利益相反申告書に記載が必要です 012.私は襲薬会社の薬を30万円分替っています。また、先日、製薬会社の主催する研究会で素積して7万円の糖薬料をもらいました。これらを、全て百己時合しなければいげませんか?また。収入がある後に自己時令しなければなりませんか? (木材料でつ。(3)に関うには、100円では、1 412.私は製薬会社の株を20万円分待っています。また、先日、製薬会社の主傷する研究会で講論して7万円の課題料をもらいました。これらを、全て自己申告しなければいけませんか?また、収入がある近に自己申告しなければなりませんか? (木神野下で、金八龍重) A12.具体的な単音の時期と単省方法。限度額は対象活動や対象者により異なり、補足に定めております。申告時期については、学会表表時、施文教練時です。学会委員などは歌任時と、その後1年に1回の自己申告が必要です。様は1年間の利益が100万円以上、課機料は1企業につき年間100万円以上、課機料は1企業につき年間100万円以上などの最の表のが確認に定められております。 A12.具体的な単音の時期と単音方法,限度概は対象活動や対象者により異なり,補足に定めております。申告時期については、学会要表端、整文接続時です。学会長員などは遺伝時と,その後 中に1回の自己申告が必要です。様は1年間の利益が100万円以上,釋摘料は1企業につき年間100万円以上、解析機能は企業につき年間100万円以上などの取り始めが構足に定められております。 Q13.私は襲撃会社と襲連のない出版社からの原稿料が100万円を超えますが、申告が必要でしょう か? (本指針17-⑤)に関連) Q13. 私は製薬会社と関連のない出版社からの原稿料が100万円を超えますが、単告が必要でしょう か? (本指針17-⑤に関連) A13.原稿料で申告しなければならないのは、原稿料の支出元が襲業会社や底要器具メーカーなどである場合です。原稿料が出版社から支出された形であっても、実際は実委会社などがスポンテーであるような出版物の場合は、支出元は製築会社であると解釈されるので、申告する必要があります。 A13.原籍料で申告しなければならないのは、原稿料の支出元が製薬会社や医療器具メーカーなどである場合です。原稿料が出版社から支出された形であっても、東郷は製薬会社などがスポットーであるような出版機の場合は、支出元は製薬会社であると解求されるので、申告する必要がサービのような出版機の場合は、支出元は製薬会社であると解求されるので、申告する必要が 014.私はA製薬からパンフレットの執筆を依頼され、原稿料として100万円をいただきました。 A製薬はこの原稿料を特定非営利活動法人「BB所会」名で、私の口感に装り込んでおります。 B専売金が「企業または営利を目的としない団体」であることから、この原稿料を利益相反申告 審に記載しなくでもよろしいでしょうか?(本港針11~8に限慮) Q14. 程はA製薬からパンフレットの執験を依頼され、原稿料として100万円をいただきました。 A製薬はこの原稿料を特定非常利活動法人「B研究会」名で、恩の口底に振り込んでおります。 B研究会が「企業または普利を目的としない関係」であることから、この原稿料を利益相反申告書に記載しなくてもよろしいでしょうか? (本指針13年のに関連) A14.原稿料の支払元が企業等であれば、「企業または営利を目的としない団体」を迂回して支払 われる薬職も、1つの企業等から年間100万円以上であれば、利益相反申告書に記載が必要です。 Al4 原稿料の支払元が企業等であれば、「企業または営利を目的としない団体」を迂回して支払 われる報酬も、1つの企業等から年間100万円以上であれば、利益相反申告書に記載が必要です。 Q15. ある医療機具メーカーから、私の勤める市民書院に奨学案付金180万円の入金があり、研究が当者名は私になっています。実際には、市民病能全体の研究費として公平に使用しています。このような奨学部付金も私の利益和反状態として開示・公爵すべきでしょうか? (本措書:V)一像に図鑑) 015. ある医療器具メーカーから、私の勤める市民樹院に奨学者付金100万円の入金があり、研究担当者名は私になっています。実際には、市民衛総全体の研究費として公平に使用しています。とのような奨学者付金も私の利益相反状態として開示・公開すべきでしょうか?(本指針1V-亞に ALE、奨学寄付金であっても、本指針IVの©にあたると解釈して、1企業から年間100万円以上である著合は、研究担当率をである先生の利益相反状態として申告して下さい。ただし相原にあるように、学会委員、 健文を表したを表・団体と関係のない接触・数文であれば、開示対象となりません。学会委員などのより崇拝な利益相反状態の開示・公開を求められる立場の方法全て写自己中で対象となります。 A15. 漢学等付金であっても、本指針IVの例にあたると解釈して、1企業から年間100万円以上である場合は、研究担当事名である先生の利益相反状態として申告して下さい。ただし権民にあるように、学会委員会、動な政権所の立て限略、極文であれば、明示対象となりません。学会役員などのより新願な利益相反状態の順示。公開を求められる立義の方と全て終日中学の対象となります。 Q16. 私の所真機関のとりきめでは、企業からの数学室付金や治験の人金額の10%を事務経費として基理が整し引きます。このため、企業から300万円の変字等付金をもらっても、研究者が使えるのは270万円だしてもよろしいでしょうか?(本指針17-682)、様式は民間記り、 Q16.私の所異機関のとりきめでは、企業からの奨学案付金や治験の入金額の10%を事務証券として経理が無し引きます。このため、企業から300万円の奨学案付金をもらっても、研究者が使えるの社270万円だけです。この場合は、半告する報を270万円にしてもよろしいでしょうか?(本指針77-⑥、機式3に関連) A16. 申告額は所異機関の李務経費を控除した額でなく、企業から入金された全額を記載してください。使って、この例の場合の申告額は300万円となります。 A16.申告者が実質的に使金を決定し得る研究費や要学(標節)等附金で提際に割り当てられた 額になりますので、非分額は計算機関の事務が費を納除した額を削除してください。使って、 この例の基合の申告額は27万円となります。 017. 私が主任を務めている大学の研究論では、英観集会社の社員が社会人大学院生として研究を行っておりますが、これも「企業や管剤を目的とした団体からの研究員等の受け入れ」に当たるのでしょうかが、(末樹計12年の)に関連的 A17.学生として正規の授業料を支払っている場合は、製薬会社社員であっても、学位取得が本来 の目的ですので該当しないと考えます。 Q17.「研究とは直接関係のない。その他の報順」を申告するように機務づけられていますが、 ※会社が提供するテレビ番組のクイズで海外旅行が当たっても申告するのですか?(本指針1) ②に関連) 018.「研究とは直接関係のない。その他の業績」を申告するように義務づけられていますが、 薬会社が提供するテレビ番組のクイズで海外旅行が当たっても申告するのですか?(本指針II

告することとしております。

ML クイズや抽塞で当たったものは最易であって推議ではありません。単位が基準づけられているのは「種職」であり、「報職」とはなんらかの対力に対する見返りとして支払かれるものです、後って、長品は中色体ではありません。本門的いの国に当たる例としては、ある医師が特定の概念とく処力することから、その薬を販売する企業が離れの意味でUSDフラッシュメモリーを受訴に装すことなどが整出します。権機が会合は開発があたなり刑事的の対象であり、本作的で扱うのではありません。本提的「VDー国に該当したいが、利益相反状態となる可能性のあるものを称い上げるため国を設けております。確定に1つの企業・団体から受けた組織が5万円以上を中任することとしております。

MIR M 沙竹卷 7. 創益相反状態の回避に関するQ&A 利益相反状態の回避に関するの人 Q19. 寄付課座の多くは企業の寄付資金によって運営されておりますが、寄付課座の表授や職員に 対しても利益相反状態の回避の「全ての対象者が回避すべきこと」を適用するのですか? 118. 寄付課座の多くは企業の寄付責金によって運営されておりますが、寄付課座の教授や職員に対しても利益相反状態の回避の「全ての対象者が回避すべきこと」を適用するのですか? A19. 客付護臨江深刻な利益相反状態が生じる危険が高いので、本指針が適広されます。 AIR 客付護廊は深刻な利益相反状態が生じる危険が高いので、本地針が適応されます。 (20.利益相反状態の回避について「当該臨床研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり、かつ当該降床研究が開業的にも極めて重要な意義をもつような場合には、当該廃床研究の試験責任医師に就任することは可能とする。」という例外規定を設けることは、本指針の理念を到めることになりませんか? 019.利益相反状態の回避について「当該臨床研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり、かつ当該臨床研究が国際的にも極めて直要な意義をもつような場合には、当該臨床研究の試験責任医師に並任することは可能とする。」という例外規定を設けることは、本指針の理念を尋めることにかりませんか? A20. 本指針の目指すところだ。研究者に利益相反状態があることを否定することではなく。また、利益相反状態が動い研究者に対して臨床研究を抑制することでもありません。社会にとって有業値で、環変な健康研究を行う研究者に対して臨床研究を抑制することでもありません。社会にとって有業値で、環変な健康研究を行う研究者に、利益相反対してにも同能の例外表定があります。上限のような例外規定を限けることで、有能な研究者が保険では、一ても同能の例外表定があります。一方、この例今見起に利思する研究者が保険責任服に並任するために、第二者による審査が必要であるとの例外規定に思せずる研究者が保険責任服に並任するために、第二者による審査が必要であるとの例表とあります。しかしながら、日本外科学会は、学会で行われる事業にかいて利益相反問題を管理する立場にありますが、個々の連定・研究所で行われる開闢については、学会としての判断を示すにとどめております。 ALB、本権針の目指すところは、研究者に利益権反状態があることを否定することではなく、また、利益相反状態が強い研究者に対して臨床研究を利制することでもありません。社会にとって有意識で、裏安な臨床研究を行う研究者に足、利益相反状態が強くなることも事業です。上記のような例外規定を殴けることで、有害な研究者が実験研究に関わる道を同くことが大切と考えてよります。美国臨床健康学会(SCDIO)の利益相反ボリンにも同様の利外規定があります。一方、この例外規定に相当する研究者が実験責任服所に就任するために、第三者による審査が必要であるとの置見もあります。したしながら、日本外科学会社、等金で行われる事業にかび利権反回題を管理する立動とありますが、個々の意象・研究所で行われる医療研究を管験することは機能の範囲を確定されまります。本指針では学会の管轄外で行われる問題については、学会としての判断を示すにとどめております。 (21. 「臨床研究の試験責任者が回避すべきこと」によると物許等・特許権の獲得を回避するべき、とあります。しかし、プロトコールに含まれないが確めて有益な成果(企業の権利外の成別が得られた場合を、医師が自主的に実施する臨床研究において知的財産権が生じた場合も、これらを放棄しなければならないのですか? (20. 「臨床研究の試験責任者が回避すべきこと」によると特許料・特許権の獲得を回避するべき、とあります。 しかし、プロトコールに含まれないが幅めて有益な成果(金銭の積減外の成果)が得られた場合も、医師が自主的に実施する無床研究において知り酸酸物が生じた場合も、 421.企業の協利外の成果であれ、知的財産権であれ、これらを得ることと、財教責任者の立場で 公正に当該高珠研究を重要することとは同立しがたいものと理解されます。試験責任者を辞任されることで、これらの権利を放棄することに避朽られます。 420.企業の権利外の成果であれ、知的財産権であれ、これらを得ることと、映歌責任者の立場で 公正に当該成品が研究を維管することとは同立しがたいものと理解されます。試験責任者を辞任されることで、これらの権利を施養することは西かられます。 (22. 私は、10病院が参加する臨床研究の中で協力する私立病院の外科研長で、この臨床研究で私の解院における責任展所になってもらいたいと言われています。しかし、私はこの臨床研究ではう薬を製造販売する会社の選挙でもあり、年に500万円の報酬をもらっています。私は、この臨床研究で、私の病院の責任医師にはなってはいけませんか? ②21.私は、10病院が参加する臨床研究の中で協力する私立病院の外科保長で、この臨床研究で私の病院における責任展開になってもらいたいと言われています。しかし、私はこの臨床研究で拠う資金製造販売する会社の理事でもあり、年に500万円の報酬をもらっています。私は、この摩床研究で、私の病院の責任定師にはなってはいけませんが? A22. 多遊散肇床研究に対ける各遊数の責任医師は、本指針Yには歓当しないので、この外界部長が 当職施数における責任医師になることを否定するものではありません。但し、当職施歌の利益相 反委員会全倫理委員会等が、この外界部長について、本路床対職の責任医師となることが適当で はないと判断されるなら、その決定が優先されると、われわれは考えております。 4.0.1. 多遊穀學床研究における各施設の責任医師は、本指針YECは禁当しないので、この外外部長が当該施設における責任医師になることを否定するものではありません。但し、当該施設の利益相反委員会令権延委員会等が、この外科部長について、本選床計載の責任医師となることが適当ではないと判断されるなら、その決定が優先されると、われわれは考えております。 VI. 実施方法に関するQ&A VI. 実施方法に関するQ&A Q23. 日本外科学会でブタを使った医療機器に関する機器を発表したいのですが、今回の指針に 従って、利益相反状態を開示しなければいけませんか? 128. 日本外科学会でブタを使った医療機器に関する資麗を発表したいのですが、今回の指針に 従って、利益和反状態を開示しなければいけませんか? A23.今回の指針は「外科研究」の指針なので、培養細数や影動などを用いた研究についても利益 相反状態を開示していただきます。 AZB.今回の指針は「外科研究」の指針なので、培養細胞や動物などを用いた研究についても利益 相反状態を販示していただきます。 024. 日本外科学会以外の学会で発表するときも、同じような利益相反状態の例示が必要でしょう 023 日本外科学会以外の学会で発表するときも、同じようた利益相反状態の開示が必要でしょう A24、他学会での発表での利益相反状態の第示については、それぞれの学会で定められることで、本指針が関与するところではありません。 A28. 他学会での発表での利益相反状態の開示については、それぞれの学会で定められることで、本指針が関与するところではありません。 DL 旅行日および改正方法に関するGAA E 旅行日および設正方法に関するOM 926. 本指針は2009年4月1日より施行するとありますが、この日以降に指針進反があればただちに 接置を受けるのですか?(本指針VII、IXに関連) Q24 本指針は2009年4月1日より進行するとありますが、この日以降に指針進反があればただちに 措置を受けるのですか?(本指針VII、IXに関連) A25. 遊行日は2009年4月1日よりですが、十分問知されるまで2年間は将電を行わず、本人に対する注意・輸告にとどめます。また、その事例については、学会館や学会ホームページにて服名で終介し、木部港の周知に努めます。実際の指揮の場合によりは1年4月以降に名生の事でになります。 A2. 施行日は2009年4月1日よりですが,十分周知されるまで2年間は指電を行わす,本人に対す る注意・総告にとどめます。また,その事例については,学会語や学会ホームページにて匿名で 銀介し,未消みの無い定めます。実際の背重の旅行は2013年4月以降に発生の事例にむります。 増制を打た関するのある 物針改訂に関するO&A Q25. 2009年4月1日より施行された相針は「外系継承研究の利益相反に関する指針」でしたが、 2019年8月19日より施行される指針は「外系研究の利益相反に関する指針」となっており、「羅 東」という言葉が入っておりません。何故そうなったのでしょうか。また、指針の内容は大きく 変わったのでしょうか? 1275、2009年4月1日より施行された指針は「外科隆床研究の利益相反に関する指針」でしたが、 2019年9月19日より施行される指針は「外科研究の利益相反に関する指針」となっており、「臨 探」という音楽が入っておりません、何数をうなったのでしょうか。また、潜針の小部は大きく 床」という言葉が入って 変わったのでしょうか? ※2005年より施行された「外半臨床研究の利益相反に関する指針」は、日本語治療学会及び日本協議の場合の承襲のもと、同学会が策定した「が人臨床研究の利益相反に関する指針」を参考に作成しました。 しかし、こを無年の間で、本邦においても欧米と同様に利益相反についての関心が急速に高きり、臨床研究のみならず基礎医学研究を避行する上においても、別益相反をマネージメントする。 を要がお勧恵されるに至りました。このようを背景において、日本医学会は「医学研究のCOIマネージメントに関するガイドライン」(2011年)において、長年等所の(生命)を学研究、基礎と呼が別述。施院学研究、といて、日本医学研究、基礎に対ります。また、日本製菓工業協会の「企業活動と医療機関等の関係の適所性ガイドライン」(2014年)、ならびに、日本医療機構を含め、医療機構業系における景度機関をの残りした。 (2014年)、ならびに、日本医療機構を含め、医療機構をいまりたると表別を対したとの機構をが、対しておいました。 「全球工業」といるが、「大学イン」(2012年)が策定され、企業活動に対ける経験機構またび研究者個人への支払りを必然といます。この任意の対象に対していまれる。 研究に対する研究機構を行うとと対象制される対します。この代明教育となりまったの公園では、別参照との持ち、対していまれる。 「外報事味が別の利益相反に関する指針」として示すこととしました。第示・公場すべき等である「外報研究の利益相反に関する指針」として示すこととしました。第示・公場すべき等である。「外報等所の利益相反に関する指針」として示すこととしました。第示・公場すべき等である「外報研究の利益相反に関する指針」として示すこととしました。第示・公場すべき等である「外報研究の利益相反に関する指針」として示する。 2009年より寛付された「外野商床研究の利益相反に関する指針」は、日本癌的接手金及び日本臨床職務学会の水極のもと、同学会が発定した「おん臨床研究の利益相反に関する指針」を参考に作成しました。 しかし、こ数年の間で、本邦においても散米と同様に利益相反についての関心が急遽に高まり、臨床研究のみならず基礎医学研究を設計する上においても、利益相反をマネージメントする。 の職な研究のみならず基礎医学研究を設計する上においても、利益相反をマネージメントする。 の要性が影響されるに至りました。このようか背景において、日本室学校に「医学研究のひロ・マネージメントに関するガイドライン」(2011年)において、日本室学研究、生命科学研究のロロ・マネージメントに関するガイドライン」(2011年)において、医学研究 生命を発生 とか科学のでは、10年末、また、日本製菓・工業企業協会の「企業活動と医療機能等の関係の活明性ガイドライン」(2011年)が策定され、企業活動における医療機能等の関係の活明性ガイドライン」(2011年)が常定され、企業活動における医療機能を対して研究を個人への支払い業分の公長を行うことが表別されております。この公園対象に「施床研究のみならず基礎といまする研究機を持ち、日本研究的もないます。この公園対象に「原外研究のみならず基礎と対する研究機を持ち、利益研究とれていません。

3. 外科研究の利益相反に関する複針に対する補足 3. 外科研究の利益相反に関する指針に対する補足 第1号 (本学会学術集会などでの発表) 第1号 (本学会学術集会などでの発表) (開示の筋囲) (開示の範囲) 禁順務者<u>記し</u>生業者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。 (抄無出時) 本学会の学術集会、シンポジウム、関係会、および市民公開課座などで発表・禁液を行う演者は、演覧広募や沙線集会、シンポジウム、関係会、および市民公開課座などで発表・禁液を行う演者は、演覧広募や沙線提出時に、過去<u>多</u>年間における業項資者の利益相反状態の有無を明らかにす (明小の製型) 筆頭筒者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする 来現民者が増からのに設定する。 団体に関わるものに設定する。 (抄軽出時) 本学会の学術集会、シンボジウム、響流会、治よび市民公開護座などで発表・解演を行う検者 は、復題応募や砂燥壁山畔に、進去1年間における整頭観者の利益相反状態の有機を明らかにす (発表時) 無表時に明らかにする利益相反状態については、「外科研究の利益相反に関する指針」(以 形、本指針) 19、脱宗・公院するき事項で定められたものを、発表スライド、あらいはポスター の最後に、「繊瑚環帯の利益程度自己中等等、(様式)に従って調示する。関本が必要なものは が最緩出い年前から発表時までのものとする。ただし、各々の関示すべき事項について、自己申告 が必要な金額を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報解額が年間 100万円以上は申告する。 ②総の保存については、1つの企業についての1年間の様による利益(配当、新確全の総和)が 100万円以上の場合、あるいと当該を検索のが必近とか所含する場合は中告する。 ②企業や質利を目的とした団体からの特許権使用時については、1つの余者他世界が年間100万 同以上の場合は中告する。 ②企業や管利を目的とした団体から、会體の出席(発表)に対し、保究者を物束した時間・労力 に対して支払われた目当(健康特など)については、1つの企業・団体かもの年間の職権時が合計 100万円以上の場合は申告する。 に対して支払われた日日(確保料など)については、「つの企業・団体からの平町の郵便料か付付 100万円以上の場合は中台する。 ② 企業や整利を目的とした団体がレンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、 1つの企業・団体からの年前の原築等が合料100万円以上の場合は中台する。 ③企業や官利を目的とした団体が提供する研究量については、1つの企業・団体から医学研究(受 形研究費、共同研究費、森保軟験など)に対して支払われた禁錮が年前100万円以上の場合は申台 する。奨学等付金(受惠者付金)については、1つの企業・遺除や団体のか、申告者例よまたは申 日者が原則する信息(課室・分野)あるいは研究並の代表者に支払われた締錮が年間100万円以上 の場合は申日 俗者が所属する都局(懐重・分野)あるいは研究室の代表者に支払われた稼働が年間100万円以上 の場合は申告する の系計等に勝して企業や世別を目的とした団体から支払われる期間将及び輸礼については、1つの 企業・国体からの年間の期間料及び輸礼が合計100万円以上の場合は申告する。 ⑥ 企業や実乳を目的とした団体からの研究員等の受けたたについては、企業や管利を目的とした 団体から研究員を受けたたいいる場合に重数する。 ⑥ 企業や実乳を目的とした団体からの研究員等の受けたたについては、企業や管利を目的とした 団体から研究員を受けたたいいる場合に重数する。 ⑥ 企業や管乳を目的とした団体が最快する各付主数する。 ⑥ 企業を対象目的とした団体が最快する各付主数する。 ⑥ 企業を対象目的とした団体が最快する各付主数する。 ⑥ 企業を対象目的とした団体が最快する各付主数する。 ⑥ 企業を対象目的とした団体が最快する各付主数する。 ⑥ 全球を対象に所属している場合に配数する。 ⑥ でまり、日本のの機関(研究とは直接が展別なた、独行、勝等品など)については、1つの企業・団体か らの客付住産に所属している場合は単独写成な、独行、勝等品など)については、1つの企業・団体か ら そり他の機関(研究とは直接性解写成と、操行、勝等品など)については、1つの企業・団体か ら そり他の機関(研究とは直接性解写成と、操行、関係品など)については、1つの企業・団体か ら そり他の機関(研究とは直接性解写成と、操行、関係品など)については、1つの企業・団体か ら そり他の機関(研究とは直接性解写成と、操行、関係品など)については、1つの企業・団体か ら そり他の機関(研究とは直接性解写成と 第2号(本学会機関誌などでの発表) 第2号 (本学会機関酶などでの発表) 部2号(本学全機関的などでの発表) (場示の地型) 著者が掲示する最高のある利益相反状態は、投稿内容に関連する企業や管利を目的とする団体 に関わるものに吸近する。 役権時) 本学会の機関級Surgary Today, 日本外科学会維敵などで免疫を行う考者は、投稿時に、投稿及 本学会の機関級Surgary Today, 日本外科学会維敵などで免疫を行う考者は、投稿時に、投稿及 ほに定める様式な (Pora 2) により、利益相反状態を明らかにしなければならない。Fora 3の情報 ばなれば16t of Internat Statementとしてまとめられ、意文末馬に同語される。設定された利益 相反状態がない場合は、同様分だ。、The suthers indicated no potential conflict of internat, 1 などの文音を入れる。 発酵呼に明らかにする利益相反状態については、本情が17、 ボーベス男子でき事項で定められたものを自己申告する。冬々の原子でも事項について、本情が17、 ボーベス男子でき事項で定めらたものを自己申告する。例示が必要なものは輸文投稿は中前 から発稿等でのものとする。Surgary Today、日本外科学会維助以外の本学会刊行物での発表 も、これに輩じた書次で自己申告書式を提出する。 別なず、(中子子院園園所などでの発送) (横穴の龍門) 春村<u>海よび北海者</u>が周示する**後**務のある利益相反状態は、投稿内容に顕進する企業や営利を目 め<u>とする</u>団体に関わるものに限定する。 (投稿等)

| 太学やの場間終Surger Today, Surgical Case Encorts, 日本外科学会議域などで発表を行う 本書からは実著者は、投稿時に、投稿集定に定める最近2 (Pora 2) により、利益相反対性を明らかにしたければならない。 Pora 2の情報はConflict of Interest Statumentとしてまとめられ、画文末県に印刷される。 果定された内装和反び新なない場合は、同窓がに、「The authors Indicated on potential conflict of Interest」などの文音を入れる。 機構的に明ららかにする形態構成状態については、本情がは、原示・公勝ケーを事項で変められたものを自己専合する。その限点するを事項でいて、日本時も必要を参加を基準を受けませる。 Marxが必要なものは確立技術を対象と表現であるの場合で、4を事項について、日本時も必要を参加を表現を関する。 Marxが必要なものは確立技術を指摘と表現を理解を見まれて現まる。 Marxが必要なものは確立技術能学用から技術所までの必要も、これに単じた書本で自己申告者文を提出する。 照39 (後氏等) ・本規定で規定する特定委員会とは、発文款および英文誌ならびにCase Report款継嫌委員会、練務委員会、学術委員会、建床研究推進委員会、保験勘練委員会、倫理委員会、利益和反委員会を指すものとする。 (関示・公開の週間) を員。委員長、会議、次期会職、次本期会職、特定委員会委員(以下、犯員等と時記)が開示・公開の総別) (物定委員会) 木箱足で規定する特定委員会とは、邦文誌および英文誌ならびにCase Report誌編集委員会、幾義 委員会、学科委員会、既求研究推進委員会、保護部録委員会、参加委員会、利益相反委員会を指 すものとする。 (関示・公職の撤回) 役員、委員及、会議、次期会頭、水本湖会頭、特定委員会委員(以下、役員等と略犯)が明示。 公員する義長のある利益年反状態は、本学会が行う事業に関連する企業や告判を目的とする団体 に関わるものに限定する。 に関わるものに設定する。
(変任時)
(変生の)
(な、本指計17、関京・公園すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の関京・公園すべ と事項について、自己申告が必要な金銀は無差別等で現金とれた金銀と同一とする。 (変元はよって場合)
(な、本指計17、関京・公園すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の関京・公園すべ には、本指計17、関京・公園すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の関京・公園すべ には、本指計17、関京・公園すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の関京・公園すべ は、本指計17、関京・公園する事項で変しられたものを自己申告である。様式は計画 関介を記入し、その事は期間を明示する。新家任時が変任日から2年前までさかのビッた利益相反 関介を記入し、その事は期間を明示する。新な任時が変任日から3年前までさかのビッた利益相反 関係と記入し、この事合、変任の時である年のか年があるを発生のから2年間分の築立28、変任の時 中から1年間分の模式28、それぞれ作成して発出する。 を異等のですれかを発生する者は、その単化の時期の最も早いものについて、その単在日の3年前までさかのビッた自己申告書(模式3)を提出する。 までさかのビッた自己申告書(模式3)を提出する。 に関わるものに 限定する

外科研究の利益相反に関する指針 関連資料 新旧対照表 (物定委員会委員長) 物定委員会 (例文館および英文館からびにCase Report能軽集委員会、維藤委員会、学術委員会、 解院研究特施委員会、保健影像委員会、管理委員会、別益相反委員会)の委員長には、以下の利 は相反状態のない場の悪行が確定しいものとする。 ①企業や管利を目的とした団体の役員、顧問欄については、1つの企業・団体からの機関部が年間 ではいまった。 [JP:2条で客利を目的とした団体の役員。帰南側についくは、1つの犯差・団体からの機構機か平 500万円以上ある。 ②茶の保存については、1つの企業についての1年間の株による利益(配当、売却益の総和)が 500万円以上ある。 ②森の保存については、1つの企業についての1年間の殊による利益(配当、売業をの務定)が 1,000万円以上ある。 砂企業や管利を目的とした団体からの物許権使用特については、1つの特別を使用外が年間1,000 万円以上ある。 ②企業や管利を目的とした団体から、金藤の出席(発表)に対し、研究者を拘正している。 に対して表われた日当(海査時など)については、1つの企業・団体からの年間の譲渡時が合割 1809月194上ある。 優企業や管別を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間500万 円以上ある。 優企業や管利を目的とした団体から、会職の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力 に対して支払われた日当、領徴料など)については、1つの企業・団体からの年間の額貨料が合計 に対して支払われた日当 (兼資料など) については、1つの企業・団体からの年間の譲渡料が合計 200万円以上も5。 ⑤ 企業や管利を目的とした団体がベンフレットなどの後端に対して支払った原稿料については、 1つの企業・団体からの年間の原稿等が合計200万円以上ある。 砂企業や管利を目的とした団体が提供する研究をついては、1つの企業や1つの団体などから申 告者が実質的に収益を決定し持る研究費で実施に割り当てられた関が中間、200万円以上ある。 (ただし、企業制験に関わるものは建築が10歳くのとする。) ⑦企業や管利を目的とした団体が提供する奨学者が金(建動者付金)については、1つの企業や1 つの団体などから中位き着人または守住業が団集する高別 (関策・分野) あるいは浸料をの代 表望に、中雪者が実質的に保証を定定し持る者附金で実際に割り当てられた関が中間、900万円 以上ある。 ③ 企業や官利を目的とした団体が提供する者付線底に基化または兼任で所属している。 ③ その他の明顯(研究とは広路兼編成な、派行、原答品など)については、1つの企業・団体か も受けた策廉が年間50万円以上ある。 94号(収員等の別益相反自己申告書の取扱い)、 本材民に基づいて学会に推出された構式3。およびそこに展示された利益相反状態 (利益相反情) に対して学会に推出された構式3。およびそこと展示された利益相反状態 (利益相反情) に対して発動に対い、現事長を管理者をし、但人情等として教動に保学・管理される。利益相反情報は、未指制に定められた事項を処理するために、理事会および利益相反委員会が顕特別日できるのとする。その利用には、当該申告者の別益相反状態について、基準もしては社会がら、込め則理部生じた場合に、利益相反素員会の開業を基で、理等会の表現を含た上で、当該利益相反構成の分を判別は収量等の任期料で数少年別とし、その後は選事長の監督下で搭乗される。大きに、構成3の保等期間は収量等の任期料で独分等した。この後は選事長の監督下で搭乗される。大きに、構成3の保管期間には、当算中学者について振動もしては社会が、他的問題が生じた場合は、現事会の決議により、養成3の廃棄を保留できるものとする。 第4号 (役員等の利益相反自己申告書の重要い) 未確起に基づいて学会に提出された様式。およびそこと開示された利益相反状態 (利益相反状 別) は学会事務別において、理事長を管理さとし 個人情報として最重に保管・管理される。利 地様同任権は、未結論に定められた事項を処理するために、理事会をよび利益相反委員会が極端 利用できるものとする。その利用には、当該中告老の利益相反状態とついて、最適もしくは社会 的・法的問題が生じた場合に、利益相反委員会の関係を基て、選挙会の表面を得た上で、当弊司 は相反情報のうち、必事な範囲を学会内部に関係。あるいは社会へ必要する場合を含むものとする。 ただし、機定30保管期間は役員等の任明後了後2年間とし、その後に選挙をの監察下で應業される。 ただし、機定30保管期間に次員等の任明後了後2年間とし、その後に選挙をの監察下で應業される。 ただし、機定30保管期間には、当際保管がといいて最後もしくは社会的・法的問題が生じた場合 は、理事会の決議により、様式30保集を保留できるものとする。 **第5号(能行日およびを下方法)** 第5县(惟行日本上75份正方法) 日本外科学会臨床研究推進委員会は、理事会の決議を経て、本権足を改正することができる。 日本外科学会臨床研究推進委員会は、理事会の決議を経て、本権星を改正することができる。 第8号(がん臨床研究の利益相反に関する指針JSCO施行線則の一部改訂) 第8号(がん臨床研究の利益相反に関する増針JSCO施行細則の一部改訂) 本種足は、日本癌治療学会及び日本薬味腫瘍学会の水製のもと、両学会が策定した「がん薬床研究の利益相反に関する指針1500施行権則」を「日本紙学会 ODL 等風ガイドライン堂びた機能力イナン人。と参考に、本会に関して一帯変更して作成した。 本補足は、日本癌治療学会及び日本臨床陰廉学会の承襲のもと、両学会が発定した「がん臨床研究の利益相反に関する指針JSの施行制則」を参考に、本会に即して一部改訂して作成した。 所別 1. 本権足は平成21年4月1日より施行する。 2. 本権足は平成21年9月14日より改正する。 3. 本権足は平成25年3月19日より改正する。 4. 本権足は平成2年7月7日より改正する。 5. 本権足は平成28年3月24日より改正する。 附則 1、本権足は平成21年4月1日より進行する。 2、本権足は平成21年9月14日より改正する。 3、本権足は平成25年9月1日より改正する。 4、本権足は平成27年7月7日より改正する。 5、本権足は平成28年9月24日より改正する。 5、本権足は平成28年9月24日より改正する。 (Mat 1) (株式1) 複者の利益相反自己申告書□ 複者 氏名 (献本1) 筆頭演者の利益相反自己申告書口 筆頭演者 氏名 (数式3) (模式3) (株式3) 投資等の利益相反自己申告等 人 中名者自身の申告事項 1. 企業令者利を目的とした団体の牧員、藤同雅の有無と嵯峨領 全額区分:①100万円以上300万円未額 ②300万円以上500万円末額 ③500万円以上 (様立3) 投資等の利益相反自己申告者 & 中名者自身の申告事 1、企業令者的を目的とした団体の投員、顧問職の有類と機構 金額区分:<u>00100万円以上、②500万円以上、②1,000万円以上</u> 2. 株の保有と、その株式から得られる利益(最近1年間の本株式による利益) ☆額区分:<u>①100万円以上 ②600万円以上 ②1,000万円以上</u> 2. 株の保有と、その株式から得られる利益(最近1年間の本株式による利益) 金額区分: ①100万円以上300万円未満 ②300万円以上500万円未満 ③500万円以上 9. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた機能 金銀区分: ①100万円以上300万円未費 ②300万円以上500万円未費 ③60 : 企業や営利を目的とした団体から等許権使用料として支払われた機能 ・概区分: ①100万円以上 ②500万円以上 ②1,000万円以上 **②500万円以上** 4. 企業や管利を目的とした団体から、会盤の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間。好力に対して支払力れた目当(額額料など)金200万円以上600万円以前の3万円以上600万円未満(3800万円以上 4. 企業や管利を目的とした団体から、会盤の出席(発養)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた目当(編集的など)金額の分・200万円以上 ②100万円以上 ③200万円以上 5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの歌葉に対して支払った原稿料 金製区分: ①100万円以上300万円未満 ②300万円以上500万円未満 ③500万円以上 5.企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの機能に対して支払った原稿料金額区分:Q50万円以上 ②100万円以上 ③200万円以上 6. 企業や言利を目的とした団体が提供する研究費 6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費 6. 企業や官利を目的とした団体が提供する場所費 (有究養については、1つの企業等から除体が完に対して支払われた機関が年間100万円以上、集 学等付金(奨励者付金) については、1つの企業・別体等から、申告者個人または中告者が再減す 名称同(機能・分野) あるいは研究室の代表者に支払わたと難郷14年間100万円以上のものを記 報) (金額区分は客跡接撃を送し引かず、企業・団体からの全人金額より配載して下さい。) 研究費区分:①助費 ②産学共同研究 ②受託研究 ②受学 (奨励) 省付金 金額区分:①100万円以上500万円未満 ②2800万円以上、000万円未情 ②2,000万円以上 10. 出来する州は「日本といた川本が使用する例が記録して自告者が審督的に使金を終定し得る原 情報で関いていては、1つの企業等から関係研究に対して自告者が審督的に使金を終定し得る原 労働で実施に割り当てられた解析100万円以上のものを記載) 研究更の分: ① 面管注明研究、②受託研究 ②治整 ②その他 会報区分: ①100万円 ②1.100万円以上、②2.000万円以上 7. 企業や香剤を目的とした団体が発送する研究機 (保護等計金 (保護等計金) とついては、1つの企業・団体製から、中央者種人または中央者が 所属する結局 (機能・分割) あるいは研究室の代表が出める事業 資金で実施に割り当てもから海が季節100万円以上のものを和業) 金種区分: ①100万円 ②500万円以上 ③1.000万円以上

平成31年1月29日 一數社団法人日本外科学会 利益相反委員会

akeret	\$K\$T*\$E
7. 新監等に際して企業や誉利を目的とした団体から支払われる顧問料及び離礼 金額区分: ①100万円以上800万円末補 ②300万円以上500万円未満 ③500万円以上	Nip.
8. 企業や営利を目的とした団体からの研究員等の受け入れ	創設
9. 企業や営利を目的とした団体が提供する寄付講座に所属している場合	8. 企業や管利を目的とした団体が提供する寄付講座に所属している場合
10. その他の範疇(研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など 金種区分:①6万円以上20万円未満 ②20万円以上50万円未満 ③60万円以上	9. その他の報酬(研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など 金額区分: ①5万円以上 ②20万円以上
8. 申告者の配偶者, 一類等内の観旋,または収入・財産を共有する者の申告事項	1. 申告者の配偶者、一種等内の環族、または双入・財産を失有する者の申告事項 設当する方の口にチェックしてください。 ローベイ中等事項値しことわらピテュックした場合は下足項目の配入は必要ございません。 口中台等項右り:下記の報当項目にご配入ください。 無い項目には「銀」にチェックしてください。
1. 企業や営利を目的とした団体の役員、雇開機の有益と報酬額 金額区分: ①100万円以上900万円末補 ②900万円以上500万円未補 ③500万円以上	1. 企業や資利を目的とした団体の役員、期間職の有無と報酬額 金額区分: ①100万円以上 ②500万円以上 ②1,000万円以上
2. 株の保有と、その株式から得られる利益(量近1年間の本株式による利益) 金額区分:①190万円以上300万円末荷 ②300万円以上500万円未濟 ③500万円以上	2. 株の保有と、その株式から得られる利益(最近1年間の木株式による利益) 金額区分: <u>0100万円以上</u> <u>20500万円以上</u> <u>201.000万円以上</u>
3. 企業や管利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 金額区分: ①100万円以上300万円未満 ②300万円以上500万円未満 ③500万円以上	3、企業や営利を目的とした団体から特許得後用料として支払われた模職 金額区分: <u>①100万円以上</u> ②500万円以上 ②1,000万円以上
4. 外容研究の利益相反に関する指針に対する補足はは qt. 日本が科学会で発表をする時には、具体的に、われわれ权何をすればいいのでしょうか?(補 足類)分に関連。	4. 外科研究の創造相反に関する指針に対する補足QAA Q1. 日本外科学会で発表をする時には、具体的に、われわれは何をすればいいのでしょうか? (相 足類1分に関する)
AL 現在のところ、日本外科学会での発表については、集頭菌者の利益相反状態を開示することが必要です。 別示は当該発表演題に関した利益相反状態に限定されます。 共同預者の利益相反状態をまてきない。 東京教育会員の利益相反状態を開示していただくことも確定策略に限定されました。 が、 規模形象者の負担を考慮して、今日12年頭資者のみに限定されました。 なお、 外科臨床研究 は、学会発生行うだけでは学務的に十分とは繋められておきず、 第文にすることが変と考えられております。 推って、 康床的に影響力のある外科底床研究の結果については輸文として投稿されてきますので、 この設等で著者のみならず、 全共著者の利益相反状態を関示していただくことになります。 一例を示します。	M. 現在のところ、日本外科学会での発表については、筆痕資者並よび失事者の利益相反状態を選集プライドの差別。あないは本スターの基金に関示することが必要です。開示は当該発表演題にした利益組入状態に対していました。 明示は当該発表演題にした利益組入状態に対していました。 第2にすることが変要と考えられております。 後って、臨床的に影響力のある外線底水粉を必要といいては動文として数値されてきますので、この設定書者のみならず、全共春者の利益相反状態を関示していただくことになります。一側を示します。
42. 日本外科学会の資者が自己申告する利益相反状態の期間は、いつからいつまでですか。(補足第1号に限定)	92.日本外科学会の演者が自己申告する利益相反状態の期間は、いつからいつまでですか。(権足第1号に関連)
A2 被駆撃撃日が例えば、1月20日であった場合は、前年の1月21日から、登録日の1年間に発生した手項について自己中告して下ざい。発表制には、汚妻日が月20日であった場合には、前年の1月21日から数を1までのカリギョネ月の期間を発した事でを開示して「さい、複雑是業後に生じた利益利収状態も明らかにしていたださたいという考えから、このように期間を定めております。	42. 質慮理録目が何えば、1月20日であった場合は、3年前の1月21日から、発転日の2年間に発生した事項について自己申告して下るが、発表時には、落張日が4月20日であった場合には、3年前の1月21日から条数日末での設場ちょ月の周囲に発生した事気を開示して「さい、満期登集後に生した利益料度状態も明らかにしていただきたいという考えから、このように利用を定めております。
93. Surgery Today誌に投稿するとき様式2はどのように書けばよいのですか? (相足第2号に関連)	Q8. Surgary Today話に投稿するとき機式2はどのように書けばよいのですか? (補足第2号に関連)
A2. 投稿絵文については共著者を含めた全著者の利益相反状態を明示しますが、その内容は当算論 文に関した利益相反状態に限定されます。ご注意いただくのは、本人のみたらず、本人の配偶 表、一製等以内の製態、または収入・財産を共有する者についても中告しなければならない点で す。就来の副階級においても利益相反中告に配偶者等の分を求めており、Surgery Today部もこれ に環題しました。様式2の記入例を示します。(様式2)	文に関した利益相反状態に限定されます。ご注意いただくのは、本人のみならず、本人の配偶 者、一親等以内の親族、または収入・財産を共有する者についても申告しなければならない点で
Q4. Surgery Today〜の投稿論文で明らかにする利益相反状態の期間は、いつからいつまでですか、〈補足第2号に阻准〉	Q4. Surgery Todayへの投稿論文で明らかにする利益相反状態の期間は、いつからいつまでですか。 (補足第2号に関連)
AA 投稿日が6月10日の場合は、前年の6月11日からの1年間に発生した事項について自己申告して 下さい、確文がrwvissとなった場合は、投稿日の前年の6月11日から、最終版の投稿確文を送付し た日本でに発生した事項について自己申告書を改訂して自己申告して下さい。	M. 教権日が6月10日の場合は、3年前の6月11日からの1年間に発生した事項について自己申告して 下さい。論文がzwisaとなった場合は、投稿日の <u>3年前</u> の6月11日から、最終版の投稿論文を送付 した日までに発生した事項について自己申告書を改訂して自己申告して下さい。
Q5.本指針や補足に従えば、日本外科学会に膨大な量の個人情報が萎縮され、処理しきれないのではないですか、また、社会に公開を求められたときに、日本外科学会はどのように対応するつもりですか。(補足第4号に関連)	○5、本海針や補足に従えば、日本外科学会に膨大な量の個人情報が審確され、処理しきれないので はないですか、また、社会に公開を求められたときに、日本外科学会はどのように対応するつも りですか。 (補足第4号に関連)
A5. 補足第1号、第2号に使うと、学会発表者の利益相反情報は、発表時にスライドまたはポスターで示されるだけで完計し、JSSがその利益相反情報を管理・保管することはしません。Sprgetyにのお客談をして参考の利益相反情報と結果が中で開きるたり気はます。学会に利益相反情報として参するのは変員等の数十人分の様式がに限られ、これも侵害が耐が任期まて後2年間とし、その後は原葉します。自己中告者には発出時に、提出のどの項目であれ公開することを下来する智利書をとります。自己中告者には発出時に、遅れるどの項目であれ公開することを下来する智利書をとります。しかし実際は、利益相反要員会と理事会で十分に検討して、求められていることに関して必要な範囲のみを公開することを、補足第4号に明記しております。(後述3)	が任期終了後2年間とし、その後は廃棄します。自己申告者には提出時に、様式3のどの項目であ 加公開することを了承する誓動書をとります。しかし実際は、利益相反委員会と期書会で十分に